

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書
2020年8月

株式会社グラフィコ



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式 261,800千円（見込額）の募集及び株式 770,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式 161,700千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年8月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社グラフィコ

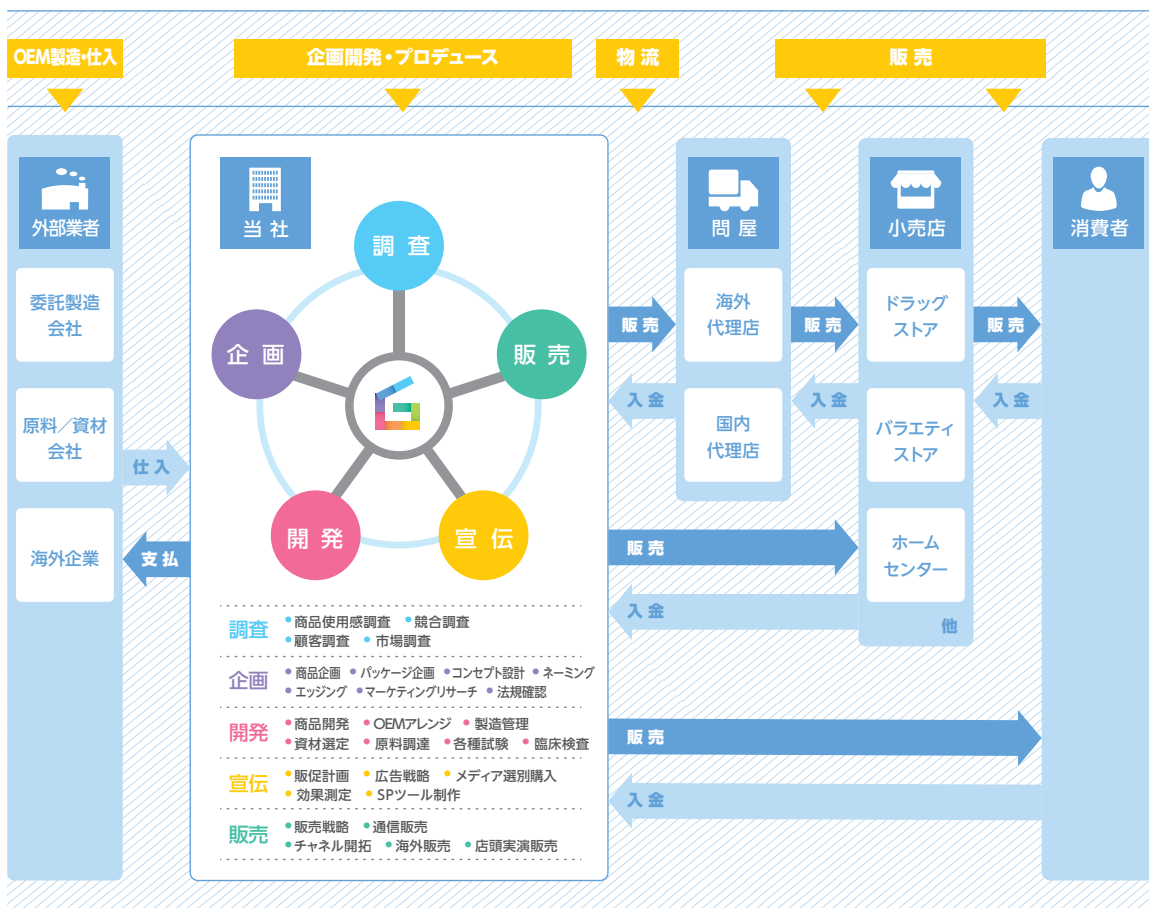
東京都品川区大崎一丁目6番1号

当社は「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」を経営ビジョンとして、心身ともに健康的で美しくありたいと願う女性達や、変容する働き方やライフスタイルの中で頑張る方々を応援し、笑顔で幸せな生活を楽しんでいただくための商品を創出するメーカーです。商品企画開発から、マーケティング、プロモーション、セールスまでを一貫して行い、それぞれにベストな生産方法や工場を選出して製造する機動的なファブレススタイル（製造設備を自社で保有せず、外部へ製造委託する業務形態）を取っております。健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品を中心に展開しており、女性の潜在ニーズを引き出し、新発想の商品を世の中に定着させることで、累計販売数 100 万個超の商品を複数展開しております。商品をひと目で理解できるパッケージ、ネーミング、店頭販促物、PR活動により生活者の共感や悩みの解決を提案しており、自社オリジナル商品のみならず、海外メーカーからオキシクリーンの日本オリジナル商品の販売を含む独占販売権を取得し、正規輸入販売元として日本国内にてマーケティングを行い販売しております。

主要な販売チャネルはドラッグストア、GMS、ホームセンター、バラエティストアであり、自社にて通信販売も行っております。海外においては各国の代理店を通じて販売を行っております。

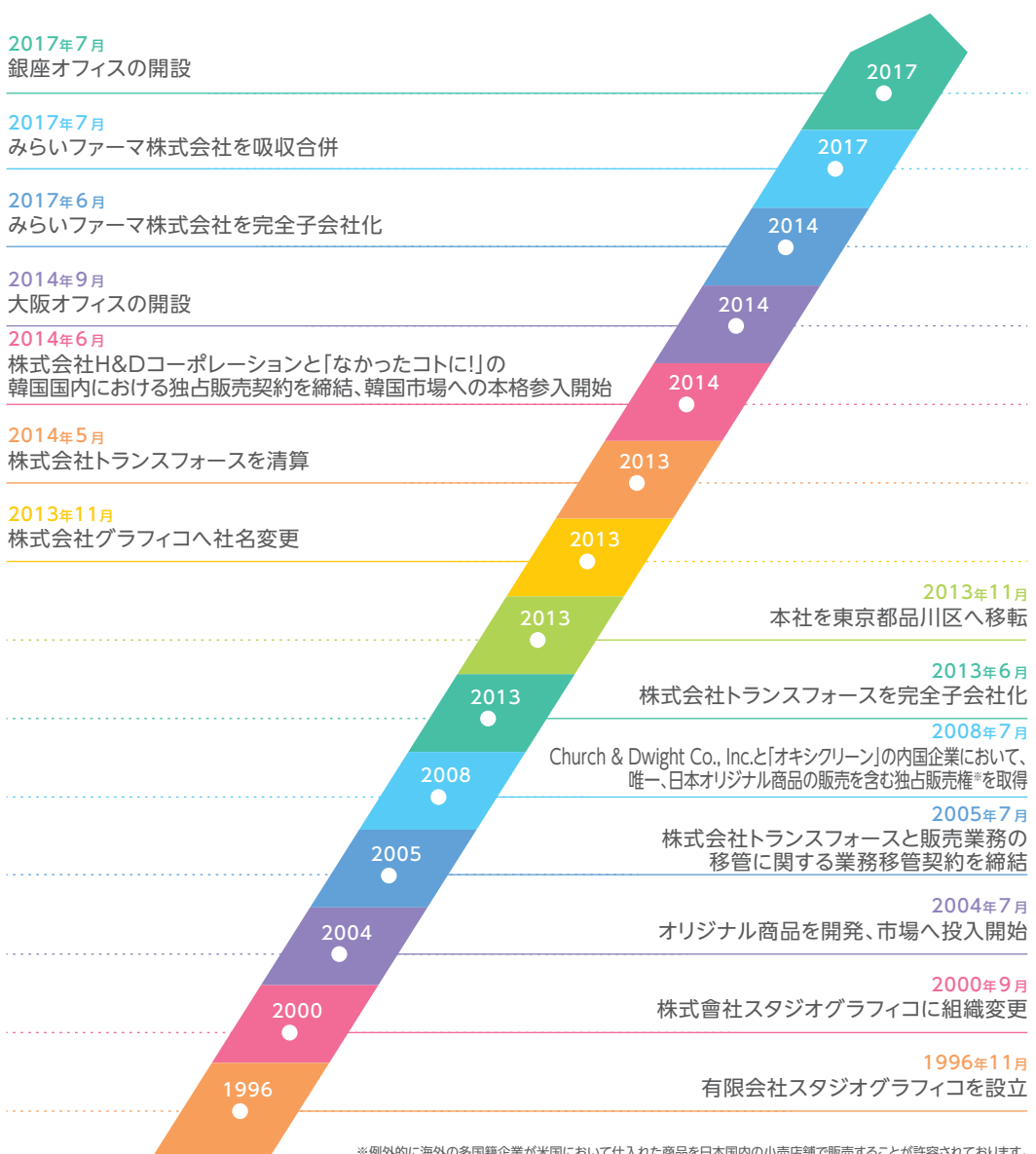
(注1)GMSとは、General Merchandise Storeの略で大規模総合スーパーの事です。

●事業系統図



本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

当社は、1994年に化粧品や健康食品の商品企画・販売促進・マーケティング等、クリエイティブ制作を行う企画会社として創業しました。その後1996年に法人化し、日本の大手メーカーをはじめ、米国や韓国などの海外商品を日本市場向けにプロデュースした経験と実績を経て、2004年に自社オリジナル商品を企画開発し販売、メーカー事業をスタートしました。自社オリジナル商品に加え、オキシクリーンの独占販売権を取得し、日本のドラッグストア、GMS、ホームセンター、バラエティストアを中心に展開しております。2017年には製薬会社であるみらいファーマ株式会社と合併を行い、健康食品、化粧品、日用雑貨領域の商品に加え、医薬品の製造販売を行っております。「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」という経営ビジョンのもと、製造、物流を外部へ委託することにより、商品企画、開発、マーケティング、プロモーション、セールスに経営資源を集中し、女性が幸せで豊かな生活を楽しんでいただける商品を世の中へ送り出しております。



*例外的に海外の多国籍企業が米国において仕入れた商品を日本国内の小売店舗で販売することが許容されております。

3 商品ラインナップ

商品企画について

当社は「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」を経営ビジョンとし、「生活者が必要としている」「使用実感が高い」「ポジティブな気持ちになる」商品を企画開発しております。「笑顔とハッピー」をお届けするために、常に使う人の立場で考え、シーズ(原材料や技術等に基づく製品アイデアや消費者自身が気が付いていない

ハウスホールド



オキシクリーン

酸素パワーで衣類等の汚れ・シミを落とす酸素系漂白剤ブランドです。衣類だけでなくキッチンやお風呂など家中の汚れ^{※1}にも使用でき米国大手家庭用消費材メーカーであるChurch & Dwight Co., Inc.が世界展開するブランドで、内国企業において、唯一、日本オリジナル商品の販売を含む独占販売権^{※2}を取得して展開しております。

※1 すべての汚れ・ニオイが落ちるわけではありません。

※2 例外的に海外の多国籍企業が米国において仕入れた商品を日本国内の小売店舗で販売することが許容されております。

オキシクリーン
(粉末タイプ)
※2008年10月発売から

886
万個

ビューティーケア



フットメジ

洗って足の角質や菌・ニオイをケアできる
「足用角質クリアハーブ石けん」をはじめとする
フットケアシリーズです。

フットメジ
足用角質クリア
ハーブ石けん
シリーズ
※2010年5月発売から

760
万個



優月美人

韓国の「よもぎ蒸し」をイメージして開発された、
下着に貼って温めるタイプの「よもぎ温座パット」をはじめとした
温活サポートブランドです。

優月美人
よもぎ温座パット
(個包装換算)
※2008年10月発売から

1,425
万個



スキんピース

途上国の教育・産業支援を行う
「FEEL PEACE プロジェクト」から生まれたブランド。
シアバター(シアの木「シアーバターノキ」の実の種から採れる
天然の植物油)と食べ物由来成分[※]で作った
高保湿スキンケアシリーズです。

※食べ物由来成分だけを使用しているという意味です。食べ物ではありません。

ニーズ)を探り、ニーズを把握し、「調査→企画→開発→宣伝→販売」の一貫した5アクションにより独自性のある商品を企画し製造販売しております。



ミリオンセラー商品 (累計販売数100万個超)

※2020年6月末現在、自社調べ。企画品出荷数を含む

ヘルスケア



なかつたコトに!

食事のおともに飲むことで、気にせず食事を楽しめるサプリメントシリーズです。

なかつたコトに!
サプリメント
シリーズ

※2009年5月14日発売から

689
万個



満腹30倍

水を含むと30倍以上に膨らむ種(タネ)

バジルシード(シソ科メボウキ属の多年草であるバジルの種)を用いたキャンディシリーズです。

満腹30倍
キャンディ
シリーズ

※2005年3月発売から

684
万個

医薬品



消毒用エタノール「TX」(第3類医薬品)

皮膚や器具などの消毒に使える高濃度の殺菌・消毒用エタノールです。



ビタミンC2000 (第3類医薬品)

しみ、そばかす、日やけ・かぶれによる色素沈着の緩和や体力低下時などのビタミンC補給を目的とした商品です。錠剤及びチュアブルタイプがあります。



鎮痛消炎ミニ温膏(第3類医薬品)

「香り」「形状」「色柄」「貼り心地」にこだわった温感パッチ。

肩こり・腰痛の悩みに、第3類医薬品である温感タイプの外用鎮痛消炎剤です。

経営者の問題認識と今後の方針について

今後持続可能な成長を図るために、より一層商品力・競争力の高い企画開発や、お客様への認知率向上、取引先との連携強化による収益基盤の向上、人材獲得、教育が必要だと認識しております。

好調に推移しております「オキシクリーン」では米国 Church & Dwight Co., Inc.との連携を強化し、日本用のオリジナル新商品の開発を進めております。また SNS やWEB、テレビ等の広域プロモーションを中心とした宣伝・PR 活動の積極展開による認知率向上を図ってまいります。

「なかったコトに！」を中心としたヘルスケアカテゴリーでは、機能性表示食品*の企画開発が準備できており当該カテゴリーでの競争力の高い商品を投下するとともに、時代の変化による需要獲得に対応できる商品企画開発も進めてまいります。

医薬品カテゴリーにおいては、医療用医薬品の供給強化と一般用医薬品の新商品企画開発を進めており、当カテゴリーも手堅い事業の柱になるよう商品ラインナップの拡充に取り組み、新型コロナウイルス感染症拡大等のリスク下においても持続的成長を可能とするポートフォリオを構築していきます。

また、災害や緊急事態下においても社会に貢献出来る商品の供給も強化していきたいと考えております。将来的には日本市場だけではなくアジアを中心とした市場圏や商品特性の合う国への展開を見据え、法的規制の変更や国際情勢など注視し、現地代理店との連携強化や、商品企画開発、市場開拓活動を行ってまいります。

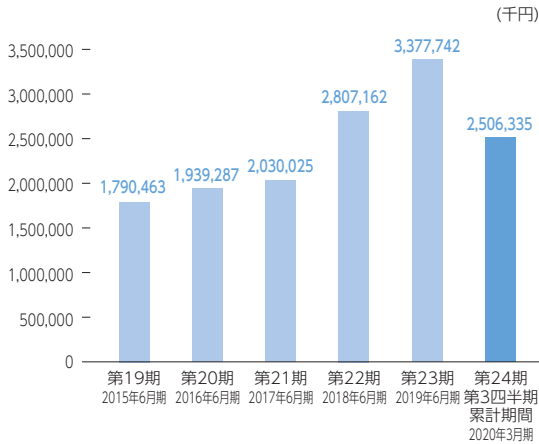
このような持続的な発展及び経営基盤の安定をはかるためには、より柔軟な働き方の導入と有能な人材の獲得、育成を行っていくことが重要であると考えております。

社会への貢献意欲と成長意欲の高い人材を集め、時代のニーズや変化するライフスタイルを的確に先読みし SDGs 等に取り組み、更にわかりやすく優しい商品・サービスを提供し、日本及び世界を笑顔で繋げる様成長し続けてまいります。

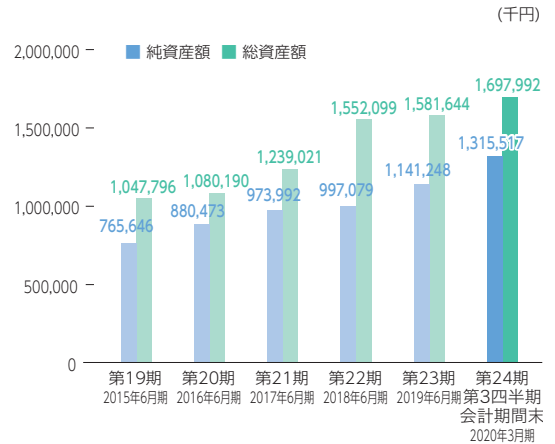
*事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして、消費者庁に届け出られた食品



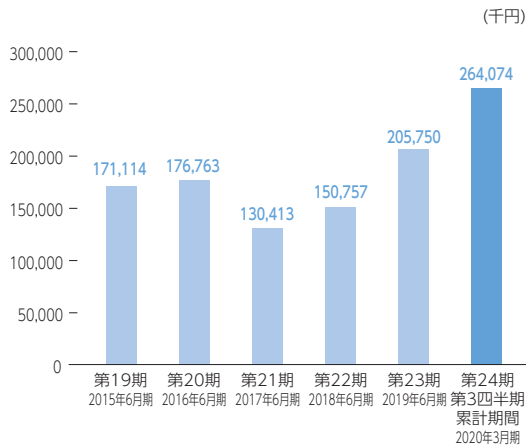
売上高



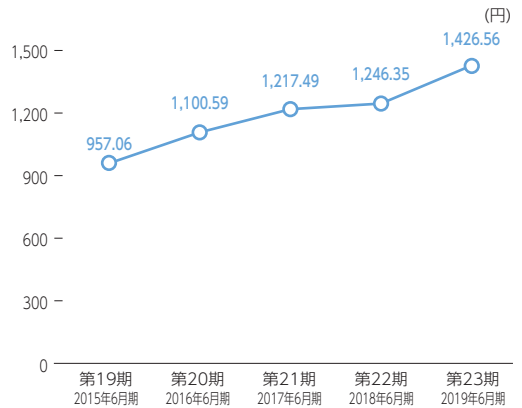
純資産額/総資産額



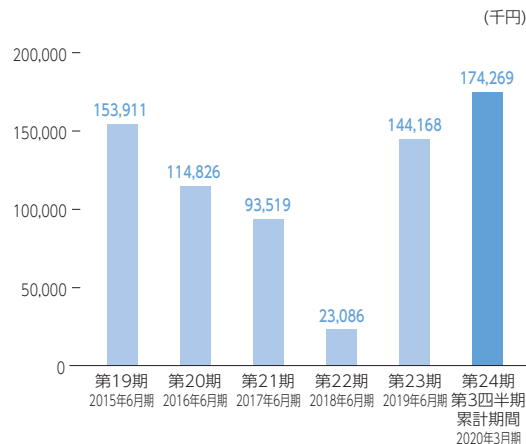
経常利益



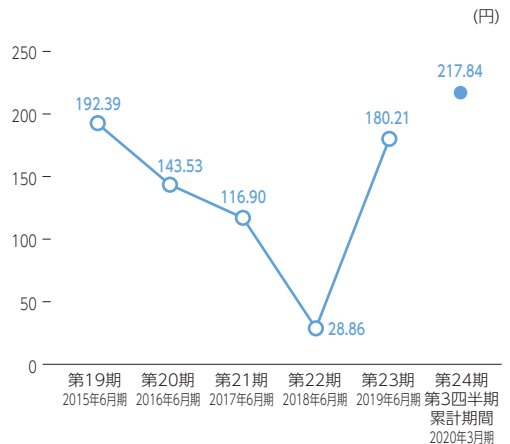
1株当たり純資産額



当期 (四半期) 純利益



1株当たり当期 (四半期) 純利益



(注) 当社は、2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期 (四半期) 純利益金額」の各グラフでは、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	6
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	7
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	18
5 【従業員の状況】	18
第2 【事業の状況】	19
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	19
2 【事業等のリスク】	21
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	25
4 【経営上の重要な契約等】	33
5 【研究開発活動】	33
第3 【設備の状況】	34
1 【設備投資等の概要】	34
2 【主要な設備の状況】	34
3 【設備の新設、除却等の計画】	34

第4	【提出会社の状況】	35
1	【株式等の状況】	35
2	【自己株式の取得等の状況】	47
3	【配当政策】	47
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	48
第5	【経理の状況】	57
1	【財務諸表等】	58
第6	【提出会社の株式事務の概要】	119
第7	【提出会社の参考情報】	120
1	【提出会社の親会社等の情報】	120
2	【その他の参考情報】	120
第四部	【株式公開情報】	121
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	121
第2	【第三者割当等の概況】	122
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	122
2	【取得者の概況】	123
3	【取得者の株式等の移動状況】	125
第3	【株主の状況】	126
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月19日
【会社名】	株式会社グラフィコ
【英訳名】	GRAPHICO, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 長谷川 純代
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目6番1号
【電話番号】	03-5759-5077 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 甲 正彦
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目6番1号
【電話番号】	03-5759-5077 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 甲 正彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 261,800,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 770,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 161,700,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の 払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時 における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	80,000(注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2020年8月19日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2020年9月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、2020年8月19日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式42,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2020年9月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年9月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	80,000	261,800,000	141,680,000
計(総発行株式)	80,000	261,800,000	141,680,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年8月19日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,850円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は308,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2020年9月15日(火) 至 2020年9月18日(金)	未定 (注) 4.	2020年9月23日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年9月2日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年9月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年9月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年9月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、2020年8月19日開催の取締役会において、2020年9月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年9月24日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2020年9月4日から2020年9月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年9月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—		—

- (注) 1. 引受株式数は、2020年9月2日開催予定の取締役会において決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年9月11日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
283,360,000	4,000,000	279,360,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,850円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額279,360千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限148,764千円については、運転資金等に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当予定時期は以下のとおりであります。

- ①業容拡大に伴う仕入資金等の運転資金として210,000千円(2021年6月期に70,000千円、2022年6月期に70,000千円、2023年6月期に70,000千円)を充当する予定であります。
- ②WEB、テレビ等の広域プロモーションの広告宣伝費用として115,000千円(2021年6月期に40,000千円、2022年6月期に40,000千円、2023年6月期に35,000千円)を充当する予定であります。
- ③新商品開発に伴う費用として50,000千円(2021年6月期に10,000千円、2022年6月期に20,000千円、2023年6月期に20,000千円)を充当する予定であります。
- ④新規採用に係る採用費及び人件費として53,124千円(2021年6月期に13,124千円、2022年6月期に20,000千円、2023年6月期に20,000千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年9月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	200,000	770,000,000	東京都品川区 長谷川 純代 160,000株 福岡県北九州市八幡西区 嶋津 貴和 40,000株
計(総売出株式)	—	200,000	770,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,850円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2020年 9月15日(火) 至 2020年 9月18日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の 本店及び 営業所	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内一丁目9番 1号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番 1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5番8号 いちよし証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8 番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3 号 藍澤証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1 号 東洋証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2020年9月11日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

8. 引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該委託販売分とは別に株式会社SBI証券は、同社の引受株式数の一部について、株式会社SBIネオモバイル証券に販売を委託する予定です。株式会社SBIネオモバイル証券が販売を受託した当該株式を同社とその顧客との契約等に従って同社の顧客に販売する場合には、1株を申込株数単位として販売が行われる予定です。なお、当社の株主は、その有する1単元(100株)に満たない株式について、一定の権利以外の権利を行使することができません。その内容については、後記「第二部企業情報第6 提出会社の株式事務の概要」の(注)2をご参照下さい。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	42,000	161,700,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券
計(総売出株式)	—	42,000	161,700,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年8月19日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式42,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,850円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 2020年 9月15日(火) 至 2020年 9月18日(金)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である長谷川純代（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年8月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式42,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 42,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2020年10月16日（金）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番1号 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場（売買開始）日から2020年10月13日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である長谷川純代、売出人である嶋津貴和、並びに当社株主である村松太郎、甲正彦、遠藤幸子、秦俊二及び水谷直人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2021年3月22日）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した株式の売却等を行わない旨を合意しています。

さらに、当社は主幹事証券に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2021年3月22日までの期間中、主幹事証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月
売上高 (千円)	1,790,463	1,939,287	2,030,025	2,807,162	3,377,742
経常利益 (千円)	171,114	176,763	130,413	150,757	205,750
当期純利益 (千円)	153,911	114,826	93,519	23,086	144,168
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	40,000	800,000	800,000	800,000	800,000
純資産額 (千円)	765,646	880,473	973,992	997,079	1,141,248
総資産額 (千円)	1,047,796	1,080,190	1,239,021	1,552,099	1,581,644
1株当たり純資産額 (円)	19,141.17	1,100.59	1,217.49	1,246.35	1,426.56
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	3,847.78	143.53	116.90	28.86	180.21
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	73.1	81.5	78.6	64.2	72.2
自己資本利益率 (%)	22.3	14.0	10.1	2.3	13.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△505,752	223,561
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△15,009	△1,888
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	250,000	△250,000
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	—	—	—	255,530	227,175
従業員数 (人)	41	43	37	46	51

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
8. 第19期から第21期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

9. 主要な経営指標等の推移のうち、第19期から第21期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
10. 前事業年度（第22期）及び当事業年度（第23期）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
11. 第19期から第22期までの数値は、各期の定時株主総会において承認された数値について、誤謬の訂正による修正再表示を反映しております。
12. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数は、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
13. 当社は、2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

	第19期 2015年6月	第20期 2016年6月	第21期 2017年6月	第22期 2018年6月	第23期 2019年6月
1株当たり純資産額 (円)	957.06	1,100.59	1,217.49	1,246.35	1,426.56
1株当たり当期純利益金額 (円)	192.39	143.53	116.90	28.86	180.21
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、1994年に化粧品や健康食品の商品企画・販売促進・マーケティング等、クリエイティブ制作を行う企画会社として創業しました。1996年11月に現在の株式会社グラフィコの前身である「有限会社スタジオグラフィコ」を設立し、日本の大手メーカーをはじめ、米国や韓国などの海外商品を日本市場向けにプロデュースした経験と実績を経て、2004年に自社オリジナル商品を企画開発及び販売し、メーカー事業をスタートしました。自社オリジナル商品に加え、オキシクリーンの独占販売権を取得し、日本のドラッグストア、GMS（General Merchandise Storeの略で大規模総合スーパー）、ホームセンター、バラエティストアを中心に展開しております。2017年には製薬会社であるみらいファーマ株式会社と合併を行い、健康食品、化粧品、日用雑貨領域の商品に加え、医薬品の製造販売を行っております。

当社は「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」という経営ビジョンのもと、製造、物流を外部へ委託することにより、商品企画、開発、マーケティング、プロモーション、セールスに経営資源を集中し、女性が幸せで豊かな生活を楽しんでいただける商品を世の中へ送り出しております。

設立後の沿革は以下のとおりであります。

年月	事項
1996年11月	有限会社スタジオグラフィコを設立
2000年9月	株式会社スタジオグラフィコに組織変更
2004年7月	オリジナル商品を開発、市場へ投入開始
2005年7月	株式会社トランスフォースと販売業務の移管に関する業務移管契約を締結
2008年7月	Church & Dwight Co., Inc. と「オキシクリーン」の内国企業において、唯一、日本オリジナル商品の販売を含む独占販売権(※)を取得
2013年6月	株式会社トランスフォースを完全子会社化
2013年11月	本社を東京都品川区へ移転
2013年11月	株式会社グラフィコへ社名変更
2014年5月	株式会社トランスフォースを清算
2014年6月	株式会社H&Dコーポレーションと「なかったコトに！」の韓国国内における独占販売契約を締結、韓国市場への本格参入開始
2014年9月	大阪オフィスの開設
2017年6月	みらいファーマ株式会社を完全子会社化
2017年7月	みらいファーマ株式会社を吸収合併
2017年7月	銀座オフィスの開設

(※) 例外的に海外の多国籍企業が米国において仕入れた商品を日本国内の小売店舗で販売することが許容されております。

3 【事業の内容】

当社は「モノ創りで、笑顔を繋ぐ。」を経営ビジョンとして、心身ともに健康的で美しくありたいと願う女性達や、変容する働き方やライフスタイルの中で頑張る方々を応援し、笑顔で幸せな生活を楽しんでいただくための商品を創出するメーカーです。商品企画開発から、マーケティング、プロモーション、セールスまでを一貫して行い、それぞれにベストな生産方法や工場を選出して製造する機動的なファブレススタイル（製造設備を自社で保有せず、外部へ製造委託する業務形態）を取っております。健康食品、化粧品、日用雑貨、医薬品を中心に展開しており、女性の潜在ニーズを引き出し、新発想の商品を世の中に定着させることで、累計販売数100万個超えの商品を複数展開しております。商品をひと目で理解できるパッケージ、ネーミング、店頭販促物、PR活動により生活者の共感や悩みの解決を提案しており、自社オリジナル商品のみならず、海外メーカーからオキシクリーンの日本オリジナル商品の販売を含む独占販売権を取得し、正規輸入販売元として日本国内にてマーケティングを行い販売しております。

主要な販売チャネルはドラッグストア、GMS、ホームセンター、バラエティストアであり、自社にて通信販売も行っております。海外においては各国の代理店を通じて販売を行っております。

当社は健康食品、化粧品、日用雑貨、医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであります。商品カテゴリーを健康食品を中心とする「ヘルスケア」、化粧品を中心とする「ビューティケア」、日用雑貨の「ハウスホールド」、医療用医薬品と一般用医薬品の「医薬品」、「その他」に区分しております。

なお、最近の商品カテゴリー別の売上実績は以下のとおりであります。

回次	第22期		第23期	
決算年月	2018年6月期		2019年6月期	
商品カテゴリー	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)
ヘルスケア	978,382	34.9	905,893	26.8
ビューティケア	784,591	27.9	721,920	21.4
ハウスホールド	878,203	31.3	1,611,481	47.7
医薬品	117,393	4.2	112,777	3.3
その他	48,590	1.7	25,669	0.8
合計	2,807,162	100.0	3,377,742	100.0

(1) 商品化から販売までの流れ

当社は、製造、物流を外部へ委託するファブレス企業であり、商品の企画、開発、マーケティング、プロモーション、セールスに経営資源を集中しております。「生活者が必要としている」「使用実感が高い」「ポジティブな気持ちになる」商品を企画開発しており、常に使う人の立場で考え、シーズ（原材料や技術等に基づく製品アイデアや消費者自身が気が付いていないニーズ）を探り、ニーズを把握し、「①調査→②企画→③開発→④宣伝→⑤販売」の5アクションで独自性のある商品を企画及び販売しており、複数のヒット商品を生み出しております。

本書提出日現在、当社における累計出荷数100万個超の商品は以下のとおりであります。

満腹30倍 キャンディシリーズ ※2005年3月発売
なかったコトに！ サプリメントシリーズ ※2009年5月発売
優月美人 よもぎ温座パット(個包装換算) ※2008年10月発売
オキシクリーン（粉タイプ） ※2008年10月発売
オキシクリーン マックフォースシリーズ ※2009年8月
フットメジ 足用角質クリアハーブ石けんシリーズ ※2010年5月発売
フットメジ 足用ピーリングスプレー ※2014年3月
スキんピースファミリー UVシリーズ ※2016年3月

① 調査

調査段階においては、ブランド育成のため、新商品として可能性のあるアイテムを検査し、ターゲットとする市場規模や顧客、想定される競合先（商品）、商品の使用感、成分等の調査、分析を行っております。また商品のネーミング候補に係る商標権等について第三者の知的財産権侵害の可能性の事前調査も可能な限り対応を行っております。

② 企画

当社はクリエイティブ事務所として創業以来培われたノウハウを活かして、商品企画、パッケージ企画、コンセプト設計、マーケティングリサーチ等を実施しながら、当社のメインターゲットである女性の潜在ニーズを探り、市場が必要とする商品かつ効果が実感できる商品企画を目指しております。企画部門は全員30代から50代の女性で構成され、ターゲットとなるお客様のニーズをくみ上げることが可能な体制となっており、企画段階においては、「ターゲット層の見極め」「マーケット分析」「市場ニーズの高い商品企画」「効果実感の高い商品」を意識して商品化を進めております。

③ 開発

当社はファブレスメーカー（製造設備を自社で保有せず、外部へ製造委託するメーカー）として最適な原料・資材の調達、生産委託先の選定や製造管理等を行うことで、製造コストを抑え、市場ニーズの変化に対応できる機動力を高めて、当社の強みである顧客訴求力の高い表現方法やニーズを捉えるデザイン・表現等のクリエイティブ力を活かした独自性のあるアイデア商品を柔軟に展開できる体制となっております。その他、当社開発商品以外に、当社のマーケティング力を活かして、オキシクリーンの日本における独占販売権取得による海外商品の輸入販売や、製造元との協議による日本向け商品の共同開発を行っております。

④ 宣伝

当社は、販促計画及び広告戦略を立案し、その戦略を推進するための効果的なセールス・プロモーションツール（営業用提案資料）を制作しております。制作した各種店頭用販促物や印刷媒体を活用し、費用対効果を検討しながら雑誌やウェブ等のメディアを主体に広告宣伝活動を実施し、各ブランドの認知度向上への取組みを行っております。

⑤ 販売

市場、競合、商品使用感等についての分析を基に、より効果的な販売戦略を立案し、消費者に訴求力のある販促物を活用しながら、販売店舗の売り場作りやPB（プライベート・ブランド）商品等の提案営業を進めております。当社の主要な顧客は国内の間屋であり、間屋を通じて国内のドラッグストア、GMS（General Merchandise Storeの略で大規模総合スーパー）、ホームセンター、バラエティストア等へ販売しております。海外事業においても国内外の代理店を通じ、中国、韓国、香港、台湾、タイ等で商品を販売しております。また、自社サイトや他社のプラットフォームを活用した通信販売も行っております。

(2) 当社商品について

当社は健康食品、化粧品、日用雑貨、医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー（健康食品を中心とする「ヘルスケア」、化粧品を中心とする「ビューティケア」、日用雑貨の「ハウスホールド」、医療用医薬品と一般用医薬品の「医薬品」）別に、ブランド名及び代表商品の概要を記載しております。

カテゴリー毎の主なブランド名及び代表商品は以下のとおりです。

① ヘルスケア

ブランド名	代表商品の概要
なかったコトに！	食事のおともに飲むことで、気にせず食事を楽しめるサプリメントシリーズです。
満腹30倍	水を含むと30倍以上に膨らむ種（タネ）バジルシード（シソ科メボウキ属の多年草であるバジルの種）を用いたキャンディシリーズです。

② ビューティケア

ブランド名	代表商品の概要
フットメジ	洗って足の角質や菌・ニオイをケアできる「足用角質クリアハーブ石けん」をはじめとするフットケアシリーズです。
優月美人	韓国の「よもぎ蒸し」をイメージして開発された、下着に貼って温めるタイプの「よもぎ温座パット」をはじめとした温活サポートブランドです。
スキンピース	途上国の教育・産業支援を行う「FEEL PEACE プロジェクト」から生まれたブランド。シアバター（シアの木「シアバターノキ」の実の種から採れる天然の植物油）と食べ物由来成分（※）で作った高保湿スキンケアシリーズです。

（※）食べ物由来成分だけを使用しているという意味です。食べ物ではありません。

③ ハウスホールド

ブランド名	代表商品の概要
オキシクリーン	酸素パワーで衣類等の汚れ・シミを落とす酸素系漂白剤ブランドです。衣類だけでなくキッチンやお風呂など家中の汚れ（※1）にも使用でき米国大手家庭用消費材メーカーであるChurch & Dwight Co., Inc. が世界展開するブランドで、内国企業において、唯一、日本オリジナル商品の販売を含む独占販売権（※2）を取得して展開しております。

（※1）すべての汚れ・ニオイが落ちるわけではありません。

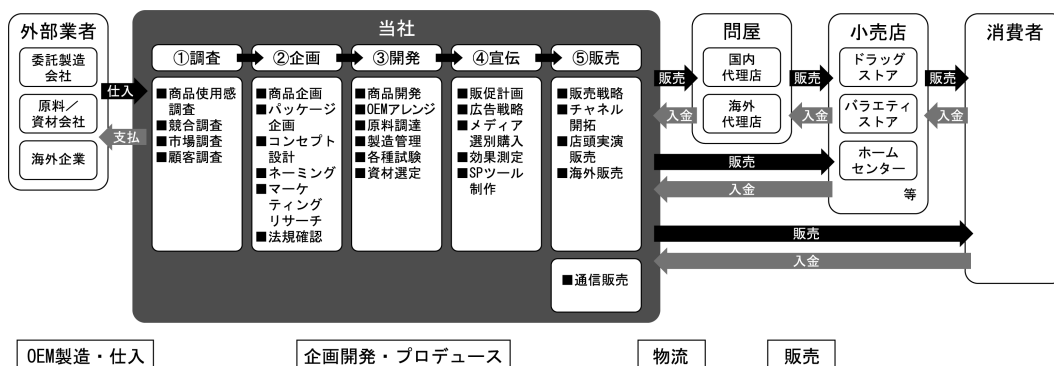
（※2）例外的に海外の多国籍企業が米国において仕入れた商品を日本国内の小売店舗で販売することが許容されております。

④ 医薬品

ブランド名	代表商品の概要
消毒用エタノール「TX」（第3類医薬品）	皮膚や器具などの消毒に使える高濃度の殺菌・消毒用エタノール。
ビタミンC2000（第3類医薬品）	しみ、そばかす、日やけ・かぶれによる色素沈着の緩和や体力低下時などのビタミンC補給を目的とした商品です。錠剤及びチューアブルタイプがあります。
鎮痛消炎ミニ温膏（第3類医薬品）	「香り」「形状」「色柄」「貼り心地」にこだわった温感パッチ。肩こり・腰痛に効く第3類医薬品である外用消炎鎮痛剤です。

事業系統図に示すと、以下のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52	41.2	5.3	5,408

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。
2. 臨時従業員については、総数が従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、退職者を除く報告日現在の在籍者について、賞与及び基準外賃金を含む理論年収で算出しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は経営ビジョンである『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』という想いのもと、「心」を大切に、最大限の創意工夫と精進で、仕事のみならず人として成長し、社会に貢献できる企業を目指します。「本当に求められている物」を多面的に捉え、「五感で楽しめる」商品を実現するため、調査・企画・開発・宣伝・販売まで一貫して行い、常に感謝の心を込めお客様にとってのメリットを重視する、より質の高い商品を提供し続けてまいります。

当社は独自性のある商品力で、消費者ニーズを捉えた高付加価値で競争力の高い商品の企画開発に取り組んでまいります。主力ブランドにおきましては新商品開発や商品リニューアル、医薬品カテゴリーでは、医療用医薬品の供給強化と一般用医薬品の新商品企画開発を進めており、商品ラインナップの拡充に取り組んでおります。販売面におきましては、販売先との一層の関係強化による事業活性化、販売基盤の強化や営業の効率化による生産性向上に努めております。また、SNSやWEB、テレビ等の広域プロモーションを中心とした宣伝・PR活動の積極展開による認知度向上への取り組みを行ってまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、中長期かつ持続的な成長を実現するため、収益力の維持及び向上を経営目標としており、売上高営業利益率を重要な経営指標と位置付けて、経営課題に取り組んでおります。

(3) 経営環境

今後のわが国の経済の見通しにつきましては、雇用環境の改善などにより景気回復傾向の継続が期待されておりましたが、米中をはじめとする通商問題の動向や近隣諸国の地政学リスクの高まり、2019年10月に実施された消費税の引き上げ、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大による経済や市場への影響など不透明感が一層強まる状況となっております。

当社が属する健康食品、化粧品、日用雑貨及び医薬品業界におきましては、健康志向の高まり、女性の社会進出やライフスタイルの変化などにより消費者ニーズは多様化しております。今後も高品質・高付加価値な商品を継続的に開発し、市場へ投入できる体制を整え、より一層の業容拡大を推進していくためには、様々な課題に対処していくことが必要であり、以下の項目を今後の事業展開における主要な課題として認識しております。

(4) 対処すべき課題

①収益基盤の維持・向上

当社は経営ビジョンである『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』という想いのもと、「本当に求められている商品」とは何かを、常に消費者の立場で考え、独自性のある商品力で高付加価値、そして人々を楽しく幸せにできる商品づくりに取り組んでおり、企画製造販売のファブレスメーカーとしてアイデアや開発力を武器に収益基盤を構築してまいりました。

当事業年度においてもハウスホールド（日用雑貨）カテゴリーで好調の「オキシクリーン」を中心とした重点ブランドの強化と高付加価値商品の開発に注力いたしました。ブランド認知拡大やリピーターの増加に加え、ドラッグストアやホームセンターだけでなくスーパーマーケット、GMSへの導入店舗拡大により好調に推移しております。販売面においても積極的な店頭販売活動を展開し、展示会への出展、SNS・広告などを活用した販促活動を強化し、ブランド認知度向上を図るとともに、既存取引先との関係強化に注力してまいりました。

このような環境のなかで、中長期かつ持続的な成長を実現するためには、収益基盤の維持と向上が重要な課題であると認識しております。

既存事業においては、取引先との連携をより強化することで、事業の活性化と収益獲得機会の確実な取り込みを行います。また好調に推移している「オキシクリーン」では米国Church & Dwight Co., Inc.と日本用のオリジナル新商品の開発を進めており、日本での販売活動における中長期的な関係強化を図っております。「なかったコトに!」「フットメジ」などその他の主力ブランドにおいても、付加価値の高い商品開発、新商品のリリースや主力商品ブランドの使用用途や香り等の異なる商品による横展開を行ってまいります。さらに、SNSやWEB、テレビ等の広域プロモーションを中心とした宣伝・PR活動の積極的な展開による認知度向上への取り組みや、更なる品質向上・安全性確保のための品質管理体制の強化を進めると同時に、業務の生産性向上による収益性改善に向けた取り組みを強化してまいります。

また、将来的には日本市場という枠組みではなく、アジアを中心とした市場圏での展開を見据えた商品企画開発や販売チャネルの拡大へ取り組んで参ります。アジア圏においては一定の実績を上げておりますが、一方で、事業活動を行う国や近隣諸国の法的規制の動向、国内外の経済情勢や政策など外部環境の変化によって売上に大きな影響を受ける傾向があります。今後の事業領域拡大を担う海外事業においては、現地代理店との連携強化や国・地域毎の顧客層等を明確にしたうえで、経済状況や今後の成長性、消費者ニーズを的確に把握しながら、増大する収益機会を確実に取り込み、引き続き市場開拓活動に取り組んでまいります。

②商品の開発について

当社の事業を取り巻く市場環境や消費者、競合他社の状況は常に変化を続けており、市場予測には不確定要素が増えてきているため、より競争力の高い新商品の企画・開発が重要な課題であると考えております。「なかったコトに!」を中心としたヘルスケアカテゴリーでは、機能性表示食品(※)の企画開発の準備ができており、当該カテゴリーでの競争力の高い商品を投入するとともに、時代の変化による需要獲得に対応できる商品企画開発も進めてまいります。医薬品カテゴリーにおいては、医療用医薬品の供給強化と一般用医薬品の新商品企画開発を進めており、当カテゴリーも手堅い事業の柱になるよう商品ラインナップの拡充に取り組み、新型コロナウイルス感染症拡大等のリスク下においても継続的成長を可能とするポートフォリオを構築していきます。また、災害時や疫病流行時にも社会に貢献出来る商品の供給も強化していきたいと考えております。

(※) 事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして、消費者庁に届け出られた食品

③有能な人材の獲得、育成

当社の継続的な発展及び経営基盤の安定をはかるためには、より柔軟な働き方の導入と有能な人材の獲得、育成を行っていくことが重要であると考えております。人材の獲得につきましては、即戦力を有する中途採用に重点を置き、当社の経営方針やビジョンに対して共感し、高い専門性を有する人材の採用に注力しております。また、人材の育成につきましても、社内教育制度の充実をはじめ、外部教育研修制度採用の検討等積極的に取り組み、既存及び新入社員の教育にも注力してまいります。

④内部管理体制の強化について

健全な会社運営においては、内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社は、管理体制を強化するため担当者を増員するとともに、内部監査担当者によるモニタリングを定期的の実施し、監査役や会計監査人と連携をはかることで、適切に運用しております。今後も、更なる経営の安定性や健全性を目標に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開にあたり、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社としては、必ずしも事業展開上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクを認識した上で、発生の回避及び発生した場合には当該リスクによる影響が最小限となるよう対応に努める方針でありますが、当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであり、以下の記載は当社の事業もしくは当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありませんので、ご留意下さい。

(1) ファブレス企業であることについて

当社は、製造から在庫の管理、物流業務までを外部へ委託しているファブレス企業であります。商品を安定的に市場に提供するには、これら外部委託業者が安定的に稼働していることが必要であるため、品質維持管理の状況等の定期的なモニタリングに加え、不測の事態に備えて複数の外部委託業者を選定する等、業務上のリスクを軽減させる取り組みを行っております。しかしながら、外部委託業者において、何らかの理由によりサービスの遅延及び障害等により商品供給に支障が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 商品に関するリスクについて

当社の主力商品である「オキシクリーン」、「なかったコトに!」及び「フットメジ」の2020年6月期における全売上高に占める割合は、それぞれ58.7%、13.9%、16.5%と、全体の89.2%を占めており、特定の商品に依存している状況にあります。また、季節性の強い商品については、暖冬や冷夏等、気候の影響を受けやすい特性があります。今後は、主力商品の売上安定化を図るとともに主力商品ブランド内での新商品の投入により、リスク分散を図ってまいります。しかしながら、主力商品の売上が低下した場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、各取引先とは良好な関係を構築しておりますが、何らかの要因により、商製品及び原材料の仕入先との取引やオキシクリーン等の独占販売権取得先との契約の継続が困難になった場合には、当該取引先に関連する一部商品の販売や取扱いに支障が生じる可能性があります。

(3) 主力商品となる新商品を生み出すことができないリスクについて

当社の更なる成長のためには、継続的に新商品を投入する必要があります。その対策として、商品の企画設計を目的とし、消費動向分析結果に基づく、マーケティング及び顧客訴求力の高い表現方法やニーズを捉えるデザイン・表現等のクリエイティブノウハウの充実とその蓄積を行っております。新商品の開発は、新ブランドの立ち上げを伴うものだけでなく、既存の商品ブランド内での新商品展開にも注力し、主力ブランドの販売拡大も行っております。しかしながら、主力商品となる消費者ニーズにマッチした新商品を継続的に生み出すことができない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合商品の出現について

当社では独自の商品を企画、開発しておりますが、競合他社により類似商品が販売されることによる競争激化や類似商品による低価格化の可能性があります。当社では、これらリスクに対しては、①ニッチ市場での先行者利益の獲得、②パッケージやネーミング、形状の独自性、③外部委託業者との独占製造契約を締結する等様々な対策を講じておりますが、当社の想定以上に競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 安定的な調達・仕入価格・原価率の変動等について

当社では、商品、製品及び原材料を外部から仕入れておりますが、仕入先の経営方針の変更、商品や素材の価格変動、在庫状況等により安定的な調達が困難になる可能性があります。また、卸先より返品が発生した場合は、売上高の減少により、原価率が一時的に上昇します。また、海外から輸入する場合においては、為替変動によっても仕入価格が変動します。

当社では、安定的な調達を実現するため、迅速な情報収集や調達先の多様化、事前の価格交渉によるリスク分散、価格転嫁等、様々な対応策を進めており、また、返品による一時的な原価上昇を抑制するため、卸先との契約内容を継続的に見直すとともに、返品予測の精度向上に努めておりますが、突発的事情により安定的な調達ができなくなった場合、仕入価格が急激かつ想定を大幅に超えて上昇した場合、また、当社想定を上回る返品が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産管理について

当社は、商品の企画段階から入念なマーケティングに基づき商品開発をしており、商品リリース前には商標権等の取得により知的財産権の確保に努めております。

当社では、第三者の知的財産権を侵害しない体制として、管理部にて特許及び商標チェック等を実施しております。しかしながら、予期せず当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起される可能性があり、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。

また、当社が保有する知的財産権についても、第三者により侵害される可能性があり、当社が保有する権利が履行できない場合もあります。このような状況が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 許認可及び法的規制について

当社の一部商品の販売においては、下表に掲げる許認可を必要としているものがあります。さらに特定商取引に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）、健康増進法、不当景品類並びに不当表示防止法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）等の法令の遵守が求められております。当社では、これらの法令を遵守するためにコンプライアンス規程の制定及び運用、信頼性保証部によるチェックに加えて顧問弁護士による厳正な外部チェックを行っており、必要に応じて各種法令を管轄する省庁への確認を徹底しております。さらに役職員への法令等の周知とその遵守のため研修会を実施するとともに、外部コンサルタントを起用し、法令の周知徹底に努めております。

認可等の名称	所轄官庁等	有効期限	主な許認可等取り消し事由
化粧品製造販売業許可	東京都	2020年10月12日	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、又は役員等が欠格条項に該当した場合（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項）
医薬部外品製造販売業許可	東京都	2020年10月12日	
第二種医薬品製造販売業許可	東京都	2022年6月30日	
医薬品製造業許可（銀座オフィス）	東京都	2022年6月30日	
医薬品製造業許可（葛西倉庫）	東京都	2022年6月30日	
医薬品販売業許可	富山県	2024年8月7日	
医薬品販売業許可	東京都	2025年7月2日	

本書提出日現在、当社が知りうる限りにおいて、取消事由に該当する事実は発生しておりません。

しかしながら、予期せぬ人的ミス等により、法令に抵触する可能性は完全に排除することはできず、万一、当社又は当社の役職員が法令に抵触した場合や、その結果として、許認可が取消又は更新不可となった場合などには、商品の販売停止や信頼性の低下により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの許認可及び法的規制については、将来変更される可能性があり、その対応に遅れた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報保護について

当社は、通信販売において会員情報などの個人情報を保有しております。これら個人情報の管理にあたってはシステム上でのセキュリティを強化するとともに、全ての役職員が個人情報保護規程を厳格に遵守し、徹底した管理体制のもと、個人情報流出防止に取り組んでおります。さらに、個人情報保護法の施行に対応して、「プライバシーマーク（JISQ15001）」を認証取得しており、外部機関による情報セキュリティに係る監査を受けております。しかしながら、外部からの侵入者及び内部関係者等により個人情報が不正流出した場合、信頼性の低下を招き、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役である長谷川純代は、最高経営責任者として経営方針及び事業戦略等を決定する一方で、女性向け商品の企画、マーケティングやデザインに精通しているため、当社の事業推進における同氏への依存度は特に高くなっております。同じ水準で商品を企画出来るように、組織の更なる体系化や人材育成等を行い、同氏への依存度を低下させるべく努めております。しかしながら、同氏の退任若しくは業務執行が困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、取締役5名、監査役3名、従業員49名（従業員兼務役員3名を除く）と小規模組織であり、内部管理体制はこの規模に応じたものとなっております。しかしながら、事業の拡大に応じた内部管理体制の整備が順調に進まなかった場合、事業拡大に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の獲得及び育成について

当社では、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に新商品開発や営業に関わる優秀な人材、マネジメント能力を有する人材の確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め、人材の定着と能力の底上げに取り組んでおります。しかしながら、当社が求める人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合、あるいは人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び事業拡大に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) カントリーリスクについて

当社では、商製品及び原材料の一部を中国、韓国及び米国等の諸外国から輸入するとともに、国内外の代理店を通じ、中国、韓国、香港、台湾、タイ等において商品を販売しておりますが、諸外国政府による規制や法令の改正、政治的、経済的な不安定さや当該地域における災害・疫病の発生等に起因したカントリーリスクが存在します。カントリーリスクに対しては、回避策を講じてリスク管理に努めておりますが、これらカントリーリスクを完全に回避できるものではなく、リスクが顕在化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの国の現地通貨に対する為替相場の変動が業績に影響を及ぼす可能性があります。これらの為替変動リスクに対し、当社は、海外向売上の大半を国内代理店を通じた円建て取引とする等リスクの軽減に努めております。

(13) 商品の品質や安全性について

当社は、商品の品質や安全性を保つために、所定の条件に基づく商品の保存期間による変化を検査する経時検査、保管状況の定期的な確認、製造工場への定期的な視察等を徹底し、法令等を遵守するための体制整備、各種法令を管轄する省庁への確認を行っております。

当社の商品及び競合他社の商品、並びにそれらの原材料の品質や安全性について疑義が生じるような問題が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の商品に品質欠陥や安全性に関する問題が生じなかった場合においても、風評被害等により、同様の影響を受ける可能性があります。

(14) 自然災害、事故等について

当社は、本社所在地である東京都に加えて、大阪に事業所を有しております。また、国内外に多くの取引先を有しておりますが、これら事業拠点が、地震、津波、台風等の自然災害、疫病の発生や事故、火災、テロ等の被害を受けた場合、在庫商品の消失、破損及び物流の混乱、商品販売活動の停止等により事業活動に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に対して、当社では感染拡大防止や従業員の安全確保を最優先とし事業への影響を最小限に抑えるため、原則在宅勤務の実施、デジタルツールの活用等を行っております。今後も新型コロナウイルス感染拡大阻止のための取り組みを継続してまいります。今後さらに長期化し市況が大きく減退した場合や当社・取引先等で感染症が発生し拡大した場合には当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(15) 資金使途について

今回計画している公募増資による資金調達の使用につきましては、①業容拡大に伴う仕入資金等の運転資金、②WEB、テレビ等の広域プロモーションの広告宣伝費用、③業容拡大に伴う新規採用に係る採用費及び人件費、④一般用医薬品、機能性表示食品等の新商品開発のための諸費用を予定しております。しかしながら、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。

(16) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、当社は現在まで配当を実施しておらず、今後においても持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、将来的には財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。なお、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

(17) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社はストックオプション制度を採用しております。当該ストックオプションは、会社法の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員及び外部協力者に対して新株予約権を付与したものであります。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式は79,000株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計の9.0%に相当しております。これらは、当社の業績向上への意欲と士気（インセンティブ）を高めることを目的として実施しており、必ずしも既存株主の利害と相反するものではないと考えておりますが、新株予約権の行使が行われた場合には、当社株式の1株当たりの価値は希薄化し、将来における株価形成へ影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第23期事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（当事業年度の営業の概況）

	2018年6月期	2019年6月期	増減額	増減率 (%)
売上高（千円）	2,807,162	3,377,742	570,579	20.3
営業利益（千円）	157,756	213,086	55,330	35.1
経常利益（千円）	150,757	205,750	54,993	36.5
当期純利益（千円）	23,086	144,168	121,082	524.5
1株当たり当期純利益（円）	28.86	180.21	—	—

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益と雇用情勢の改善などを背景に、個人消費も持ち直しの動きが見られ、総じて緩やかな回復基調で推移しました。一方で米中の貿易摩擦問題、中国経済の成長鈍化等、世界経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する健康食品、化粧品、日用雑貨及び医薬品業界におきましては、高齢化社会の進展に伴い、中高年齢層を中心に健康意識が高まっており、日常の健康維持・増進に対する需要が拡大しております。また若年層における健康や美容意識の高まりによる消費者層の裾野拡大や、国内市場を支えている訪日外国人によるインバウンド需要などにより今後も緩やかな市場拡大が見込まれております。一方で消費者の節約志向は依然として根強く、人手不足による人件費や物流費の上昇、販売競争の激化等により引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社は、経営ビジョンである『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』という想いのもと、「本当に求められている商品」とは何かを、常に消費者の立場で考え、独自性のある商品力で高付加価値、そして人々を楽しく幸せにできる商品づくりに取り組んでまいりました。当事業年度はハウスホールドで好調の「オキシクリーン」を中心とした重点ブランドの強化と高付加価値商品の開発に注力いたしました。ヘルスケアでは「なかったコトに！40代からのカロリーバランスサプリ」大容量タイプや「満腹30倍 ダイエットサポートキャンディマンゴーラッシー味」を新発売、ビューティケアでは「優月美人 よもぎ温座パット」のリニューアル、フレグランスドライシャンプーブランド「Batiste（パティスト）」を販売開始、一般用医薬品においても新商品「鎮痛消炎ミニ温膏A」を投入しました。また積極的な営業活動による導入店舗の拡大や展示会への出展、SNS・広告などを活用した販促活動を強化し、ブランド認知度向上を図るとともに、既存取引先との関係強化に注力してまいりました。収益面におきましても、業務の生産性向上や物流の最適化などの収益性改善に向けた取り組みを推進しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,377,742千円（前期比20.3%増）、売上原価は売上高の増加に伴い1,739,180千円（前期比17.9%増）となりました。販売費及び一般管理費は1,402,254千円（前期比18.4%増）、売上高販管費率は41.5%（前期比0.7ポイント低下）となりました。主な販売費及び一般管理費の増加要因は、売上高増加や運賃値上げなどによる物流費の増加、体制強化や人材確保に伴う人件費の増加、認知度向上のため広告宣伝費を積極的に投入したことによるものです。その結果、営業利益は213,086千円（前期比35.1%増）となりました。これにより、当社が目標とする経営指標である売上高営業利益率は6.3%（前期比0.7ポイント上昇）となりました。経常利益は仕入債務決済にかかる為替差益6,600千円を計上した一方、売上割引15,685千円を計上したことなどにより、205,750千円（前期比36.5%増）となりました。特別利益及び特別損失の発生はなく、当期純利益は144,168千円（前期比524.5%増）となりました。

当社は健康食品、化粧品、日用雑貨、医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー毎の取り組み状況について記載しております。カテゴリーは、健康食品を中心とする「ヘルスケア」、化粧品を中心とする「ビューティケア」、日用雑貨の「ハウスホールド」、医療用医薬品と一般用医薬品の「医薬品」、「その他」で構成されております。

(商品カテゴリー別売上高)

	2018年6月期		2019年6月期		前年同期比	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
ヘルスケア	978,382	34.9	905,893	26.8	△72,489	△7.4
ビューティケア	784,591	27.9	721,920	21.4	△62,671	△8.0
ハウスホールド	878,203	31.3	1,611,481	47.7	733,277	83.5
医薬品	117,393	4.2	112,777	3.3	△4,616	△3.9
その他	48,590	1.7	25,669	0.8	△22,920	△47.2
合計	2,807,162	100.0	3,377,742	100.0	570,579	20.3

(ヘルスケア)

ヘルスケアに区分される商品におきましては、乱れた食生活・不規則な生活習慣・運動不足に着目したタブレットタイプのサプリメント「なかつたコトに！40代からのカロリーバランスサプリ大容量」や「満腹30倍ダイエットサポートキャンディ マンゴーラッシー味」を新発売いたしました。また、発売から10周年を迎えた「なかつたコトに！」のさらなる需要喚起を目的に消費者キャンペーンを実施したほか、イメージキャラクターに高橋メアリージュンさんの起用や雑誌・SNS広告等を活用した販促戦略による継続的なブランド強化の取り組みにより、売上は堅調に推移しました。一方で相次ぐ自然災害や中国で施行された電子商取引法の影響による転売を目的とした代理購入業者の購入減少といったインバウンド需要の減少など厳しい経営環境等の影響もあり、当事業年度におけるヘルスケア商品の売上高は、905,893千円（前年同期比7.4%減）となりました。

(ビューティケア)

ビューティケアに区分される商品におきましては、主力である「フットメジ」ブランドが「足用角質クリアハーブ石けん フレッシュハーブ」、「足用角質クリアハーブ石けん 爽快ミント」、海外で好調の「足用ピーリングスプレー」といった商品を中心に堅調に推移しております。「優月美人」ブランドからは「優月美人 よもぎ温座パット」発売から10周年を記念したリニューアル発売を行い、パッケージデザイン刷新等により、よりターゲット層に対して訴求するメッセージを明確にしました。無添加スキンケアシリーズ「スキンピースファミリー」では、UVケアと夏の外敵対策が1つになった「スキンピースファミリー UVジェル」、「スキンピースファミリー UVスプレー」、「スキンピースファミリー UVミルク」が堅調に推移しました。また、2019年5月よりフレグランスドライシャンプーブランド「Batiste (パティスト)」を一部バラエティストア限定で販売を開始しております。イメージキャラクターに着せ替え人形のバービーを採用し、店頭やブランドサイトなどでの訴求に努め、堅調に推移しております。一方でブランド整理に伴う一部商品の終売などの影響により、当事業年度におけるビューティケア商品の売上高は、721,920千円（前年同期比8.0%減）となりました。

(ハウスホールド)

ハウスホールドに区分される商品におきましては、インスタグラムなどのSNSで引き続き話題となっている酸素系漂白剤「オキシクリーン」から仕上りの白さにこだわり開発された「オキシクリーン ホワイトリパイク粉末タイプ」とピンポイントで汚れを分解する泡タイプのプレケア剤「オキシクリーン マックスフォース泡タイプ」を全国一般発売いたしました。ブランド認知拡大やリピーターの増加に加え、ドラッグストアだけでなくスーパーマーケット、GMSへの導入店舗拡大により好調に推移しております。販売面においても積極的な店頭販売活動を展開し、一般消費者向けECでも「オキシクリーン」から新商品を投入し商品ラインナップを拡充しました。また、「オキシクリーン」と漬けおき洗い「オキシ漬け」のさらなる認知度向上のための取り組みを実施し、毎年3月14日が「オキシクリーンの日」「オキシ漬けの日」として一般社団法人日本記念日協会に登録認定されました。これはホワイトデーの(白)と漂白の(白)を掛け合わせたもので、その登録記念セレモニーの様子は雑誌やテレビなど多数のメディアに取り上げられ、認知度向上に寄与しました。その結果、当事業年度における売上高は1,611,481千円（前年同期比83.5%増）となりました。

(医薬品)

医薬品に区分される商品におきましては、「ビタミンC2000」シリーズ等の販売が堅調に拡大し売上に寄与しました。また、効果・効能のみならず、見た目や使いやすさなど消費者のニーズに対応した新商品の外用消炎鎮痛剤「鎮痛消炎ミニ温膏 A」を8月に投入しました。一方、消毒用エタノールについては、製造委託先の移転に伴う手続き等の影響により売上が減少しております。その結果、当事業年度における売上高は112,777千円（前年同期比3.9%減）となりました。

(その他)

植物石鹸等のその他売上については、当事業年度の売上高は25,669千円（前年同期比47.2%減）となりました。

第24期第3四半期累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調が続いておりましたが、米中通商問題、中国経済の先行きや英国のEU離脱問題等の海外経済の動向、消費税率引き上げ後の消費者マインドへの影響に加えて、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により急速に悪化しており、先行きが不透明な状況が続いております。

当社が属する健康食品、化粧品、日用雑貨及び医薬品業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により足元では日用品、衛生用品など一部で需要が増加しているものの、外出自粛要請による化粧品市場の落ち込みやインバウンド需要の大幅な減少など、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社は、経営ビジョンである『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』という想いのもと、「本当に求められている商品」とは何かを、常に消費者の立場で考え、独自性のある商品力で高付加価値、そして人々を楽しく幸せにできる商品づくりに取り組んでまいりました。2020年6月期の取り組みとしては、好調に推移している「オキシクリーン」を中心とした主力ブランドにおいて、多様化する消費者ニーズに合わせた高品質・高付加価値商品の開発、主力商品の横展開によるリピート率の向上や市場シェアの拡大に努めております。また、広告・PR活動の積極的な展開による認知度向上への取り組みや、さらなる品質向上・安全性確保のための品質管理体制の強化を進めると同時に、業務の生産性向上による収益性改善に向けた取り組みを推進しております。

なお、当社の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染拡大防止や従業員及び関係者の皆様の安全確保を最優先に事業活動への影響も最小限に抑えるため、原則、全社員テレワークの実施、デジタルツールの活用等の必要な対策を進めてまいりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は2,506,335千円、営業利益は271,382千円、経常利益は264,074千円、四半期純利益は174,269千円となりました。

当社は健康食品、化粧品、日用雑貨、医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー毎の取り組み状況について記載しております。カテゴリーは、健康食品を中心とする「ヘルスケア」、化粧品を中心とする「ビューティケア」、日用雑貨の「ハウスホールド」、医療用医薬品と一般用医薬品の「医薬品」、「その他」で構成されております。

(ヘルスケア)

ヘルスケアに区分される商品におきましては、ヘルシーバランスを応援するサプリメント「なかったコトに！」の店頭でのプロモーション活動を中心に展開し「なかったコトに！ 120粒」「なかったコトに！ 270粒」「なかったコトに！ R40 120粒」といった商品を中心に販売活動を展開しましたが、日韓関係の悪化による不買運動や中国における法的規制に加えて新型コロナウイルス感染症拡大によるインバウンド需要の大幅な減少による影響を受けてヘルスケア全体として低調に推移しました。その結果、当第3四半期累計期間における売上高は、420,494千円となりました。

(ビューティケア)

ビューティケアに区分される商品におきましては、主力のかんたん足ケアブランド「フットメジ」の店頭販促やWEBを活用したプロモーション施策を展開し、ブランド認知度の向上、商品理解の促進に努め、「薬用石けん爽快ミント」「足用角質クリアハーブ石けん フレッシュハーブ」、等の商品を中心に堅調に推移しました。また、新商品として、すぐに洗えない靴のムレや足汗、ベタつきが気になる足に使うフットケアスプレー「フットメジ フットドライシャンプー」、角質柔軟化成分「AHA (グリコール酸)」を配合した医薬部外品「薬用石けんクリアローズ」を3月に投入しました。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の影響による化粧品需要の減少で「スキんピース」は低調に推移しました。その結果、当第3四半期累計期間におけるビューティケア商品の売上高は、456,391千円となりました。

(ハウスホールド)

ハウスホールドに区分される商品におきましては、酸素系漂白剤「オキシクリーン」の新イメージキャラクターにお笑いコンビ・メイプル超合金のカズレーザーさんと安藤なつさんを起用し、新CMをWEBにて公開しました。2020年4月からはTVでの放映も予定するなど、認知度向上のためのプロモーション活動や積極的な販売活動を展開しております。新型コロナウイルス感染症拡大により日用品の需要も高まっており「オキシクリーン500g」「オキシクリーン1500g」「マックスフォーススプレー」といった主力商品を中心に引き続き好調に推移しております。その結果、当第3四半期累計期間における売上高は1,476,233千円となりました。

(医薬品)

医薬品に区分される商品におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う特需もあり「消毒用エタノール」が売上に寄与し、「ビタミンC2000」シリーズの販売も好調に推移しております。また、新商品としてデザインと香りが特長の肩こり・腰痛に効く温感パッチ「鎮痛消炎ミニ温膏B」(第3類医薬品)を投入しました。その結果、当第3四半期累計期間における売上高は113,631千円となりました。

(その他)

その他売上ににつきましては、植物石鹼が好調に推移し、当第3四半期累計期間の売上高は39,585千円となりました。

② 財政状態の状況

第23期事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

	2018年6月期	2019年6月期	増減額
総資産(千円)	1,552,099	1,581,644	29,545
純資産(千円)	997,079	1,141,248	144,168
自己資本比率(%)	64.2	72.2	-
1株当たり純資産(円)	1,246.35	1,426.56	-

(資産)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ29,545千円増加し、1,581,644千円となりました。これは主に、電子記録債権が66,766千円、商品及び製品が20,442千円、破産更生債権等が19,055千円、繰延税金資産が21,933千円増加した一方で、現金及び預金が28,355千円、売掛金が42,233千円減少し、貸倒引当金が19,055千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ114,623千円減少し、440,396千円となりました。これは主に、未払金が98,206千円増加した一方で、買掛金が54,621千円、短期借入金が250,000千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ144,168千円増加し、1,141,248千円となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が144,168千円増加したことによるものであります。

第24期第3四半期累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ116,347千円増加し、1,697,992千円となりました。これは主に、現金及び預金が243,840千円増加した一方で、受取手形及び売掛金が178,156千円減少したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ57,921千円減少し、382,474千円となりました。これは主に、買掛金が65,061千円増加した一方で、未払法人税等が22,518千円、返品調整引当金が11,099千円、流動負債のその他に含まれる未払金が51,772千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ174,269千円増加し、1,315,517千円となりました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金が174,269千円増加したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第23期事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

	2018年6月期	2019年6月期	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△505,752	223,561	729,313
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△15,009	△1,888	13,121
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	250,000	△250,000	△500,000
現金及び現金同等物の増減額（千円）	△270,766	△28,355	242,411
現金及び現金同等物の期首残高（千円）	526,166	255,530	△270,635
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	255,530	227,175	△28,355

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ28,355千円減少し、227,175千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、223,561千円となりました（前事業年度は505,752千円の減少）。これは税引前当期純利益205,750千円の計上、未払金の増加97,153千円、その他流動負債の増加48,536千円等の増加要因と、仕入債務の減少54,621千円、法人税等の支払額63,094千円等の減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、1,888千円となりました（前事業年度は15,009千円の減少）。これは無形固定資産の取得による支出1,588千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、250,000千円となりました（前事業年度は250,000千円の増加）。これは短期借入金の純減少額250,000千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

当社は健康食品、化粧品、日用雑貨、医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであります。

a. 生産実績

第23期事業年度及び第24期第3四半期累計期間における生産実績は、次のとおりであります。

第23期事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		第24期 第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)
生産高 (千円)	前年同期比 (%)	生産高 (千円)
520,255	73.2	328,049

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

当社は、見込生産を行っているため、該当事項はありません。

c. 販売実績

第23期事業年度及び第24期第3四半期累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	第23期事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		第24期 第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
ヘルスケア	905,893	92.6	420,494
ビューティケア	721,920	92.0	456,391
ハウスホールド	1,611,481	183.5	1,476,233
医薬品	112,777	96.1	113,631
その他	25,669	52.8	39,585
合計	3,377,742	120.3	2,506,335

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に代えて商品カテゴリー毎の販売実績を記載しております。
3. 最近2事業年度及び第24期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第22期事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		第23期事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		第24期 第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(千円)	割合 (%)	金額(千円)	割合 (%)	金額(千円)	割合 (%)
株式会社あらた	365,130	13.0	572,541	16.9	581,637	23.2
中央物産株式会社	308,613	11.0	429,349	12.7	541,958	21.6
株式会社ウエルネスジャパン	281,087	10.0	—	—	—	—
ビップ株式会社	—	—	337,472	10.0	—	—

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
5. 主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第23期事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

当事業年度においては、ハウスホールドで好調の「オキシクリーン」を中心とした重点ブランドの強化と高付加価値商品の開発に注力いたしました。その他、「なかったコトに！40代からのカロリーバランスサプリ」大容量タイプ、「満腹30倍 ダイエットサポートキャンディ マンゴーラッシー味」、フレグランスドライシャンプーブランド「Batiste（パティスト）」、一般用医薬品「鎮痛消炎ミニ温膏A」等を新発売するとともに、「優月美人 よもぎ温座パット」のリニューアルを実施しております。また、導入店舗の拡大や展示会への出展、SNS・広告などを活用した販促活動を強化し、ブランド認知度向上を図るとともに、既存取引先との関係強化に注力しております。収益面におきましても、業務の生産性向上や物流の最適化などの収益性改善に向けた取り組みを推進しており、売上高営業利益率は、6.9%となり前期比で0.7ポイント増となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,377,742千円（前期比20.3%増）、営業利益は213,086千円（前期比35.1%増）、経常利益は205,750千円（前期比36.5%増）、当期純利益は144,168千円（前期比524.5%増）となりました。

第24期第3四半期累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

当第3四半期累計期間においては、不安定な海外の経済動向等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の下、海外においては、韓国における不買運動及び中国における法的規制の影響により健康食品の売上が落ち込み中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、インバウンド需要の大幅な減少や外出自粛要請により国内における健康食品及び化粧品も下期に入り影響を受けております。一方、日用品であるオキシクリーンはテレビCM効果もあり堅調に拡大しております。

なお、当社の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染拡大防止や従業員及び関係者の皆様の安全確保を最優先に事業活動への影響も最小限に抑えるため、早い段階からテレワークを推進し、デジタルツールの活用等の必要な対策を進めてまいりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は2,506,335千円、営業利益は271,382千円、経常利益は264,074千円、四半期純利益は174,269千円となりました。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社経営成績等に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業運営・組織体制、取引先の動向、関連する法的規制、人材の確保、自然災害や疫病の発生等の様々な要因があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ内部管理体制を強化し、柔軟な働き方の導入と有能な人材の獲得、より一層商品力・競争力の高い企画開発やお客様への認知率向上、取引先との連携強化による収益基盤の向上等の施策を実施していく事により当社の経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

④ 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、売上原価に係るもの、人件費、広告宣伝費や物流費等の営業費用であります。運転資金は、自己資金を基本としておりますが、不足事態に備え、金融機関と合計800,000千円のコミットメントライン契約や当座貸越契約を締結しております。第23期事業年度末における借入金残高はなく、現金及び現金同等物は227,175千円であり、流動性を確保しております。

なお、当社のキャッシュ・フローにつきましては「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑤ 経営戦略の現状と見通し

当社は『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』という経営ビジョンのもと、「本当に求められている商品」とは何かを、常に消費者の立場で考え、独自性のある商品力で高付加価値、そして人々を楽しく幸せにできる商品づくりに取り組んでまいりました。当社が属する健康食品、化粧品、日用雑貨及び医薬品業界におきましては、健康志向の高まり、女性の社会進出やライフスタイルの変化などにより消費者ニーズは多様化しております。当社は消費者との更なる信頼関係構築のために、既存の重点ブランドにおいて、効果的な広告宣伝活動による認知度向上を図るとともに、消費者ニーズに基づいた商品企画で市場や消費者の求める安全性と確かな品質を届ける企業として、市場シェアの更なる拡大を目指してまいります。また、将来的な国内市場の縮小に備えたグローバル化の推進を行い、世界に貢献出来る企業へ成長したいと考えております。

そのため当社は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、様々な施策に取り組み、収益拡大を図るとともに、より一層社会に貢献してまいります。

⑥ 経営者の問題認識と今後の方針

当社が今後一層の成長を図るためには、経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していく必要があると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を認識したうえで、当社の経営資源を最適に配分し、最適な解決策を実施していく方針であります。

4 【経営上の重要な契約等】

独占販売権を受けている契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
Church & Dwight Co., Inc.	米国	オキシクリーン	2018年12月5日	内国企業において、唯一、日本オリジナル商品の販売を含む独占販売権(※)を取得	2018年12月1日～2020年11月30日以降3年毎の自動更新

(※) 例外的に海外の多国籍企業が米国において仕入れた商品を日本国内の小売店舗で販売することが許容されております。

5 【研究開発活動】

第23期事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』を経営ビジョンとし、「本当に求められている物」を多面的に捉え、「五感で楽しめる」商品を実現するため、「調査→企画→開発→宣伝→販売」の5アクションを、一貫性を持って徹底的かつ戦略的に具現化することができており、常に消費者の立場で考え、ニーズを把握し、独自性のある商品づくりに取り組んでおります。

研究開発体制については、企画部が中心となって対応しており、主力ブランドや成長カテゴリー、女性の社会進出、少子高齢化やセルフメディケーション等、ライフスタイルの変化に対応した新商品の開発や機能性表示食品の開発にリソースを集中させております。さらに、一般用医薬品製造販売業及び医薬品卸販売業においても、新商品の開発及びラインナップを拡充することで、事業の柱となるような商品の企画・開発に取り組んでおります。

当社は、健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであり、当事業年度における研究開発費の総額は37,717千円となっております。

第24期第3 四半期累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

当第3 四半期累計期間における研究開発費の総額は、25,685千円であります。

なお、当第3 四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第23期事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は、7,924千円であります。その主なものは、基幹業務システム開発費用6,268千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

第24期第3四半期累計期間（自 2019年7月1日 至 2020年3月31日）

当第3四半期累計期間において実施いたしました設備投資等の総額は、4,683千円であり、その主なものは、サーバー購入費用2,004千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年6月30日現在

事業所名 (所在地)	サービスの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	全社（共有）	本社設備	11,323	1,866	9,582	9,741	32,512	44
合計			11,323	1,866	9,582	9,741	32,512	44

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は33,360千円であります。

4. 当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

5. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

なお、第24期第3四半期累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2020年7月31日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
計	3,200,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2014年6月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 3 当社従業員 22(注)1
新株予約権の数(個) ※	1,692 [1,674](注)4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 33,840 [33,480](注)2、3、4
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	658(注)2、3、5
新株予約権の行使期間 ※	2016年7月1日～2024年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 658 資本組入額 329(注)2、3
新株予約権の行使の条件 ※	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡することができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)7

※ 最近事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員11名の合計13名となっております。
2. 2014年6月17日開催の当社取締役会の決議に基づき、2014年7月11日付けをもって普通株式1株を200株の割合で株式分割をしたことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されておりますが、上記は調整後の内容を記載しております。
3. 2015年10月7日開催の当社取締役会の決議に基づき、2015年10月31日付けをもって普通株式1株を20株の割合で株式分割をしたことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されておりますが、上記は調整後の内容を記載しております。
4. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

5. 普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

6. 新株予約権の主な行使条件

- ① 本新株予約権の権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ② 以下の事由に該当しないことを条件とする。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りでは無い。
 - (1) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 新株予約権者が、会社の書面による事前の承認を得ずに、当社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合
 - (3) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - (4) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 新株予約権者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (7) 新株予約権者につき解散の決議が行われた場合
 - (8) 新株予約権者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- ③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する総数引受契約に定めるところによる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記6及び下記の8の定めに従って、組織再編行為の際に当社で定める。
- ⑧ 譲渡による本新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

8. 本新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記6に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

第2回新株予約権

決議年月日	2014年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 13(注) 1
新株予約権の数(個) ※	259 [124](注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 5,180 [2,480](注) 2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,500(注) 2、4
新株予約権の行使期間 ※	2016年12月27日～2024年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,500 資本組入額 750(注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※ 最近事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員7名の合計9名となっております。
2. 2015年10月7日開催の当社取締役会の決議に基づき、2015年10月31日付けをもって普通株式1株を20株の割合で株式分割をしたことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されておりますが、上記は調整後の内容を記載しております。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

4. 普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

5. 新株予約権の主な行使条件
- ① 本新株予約権の権利者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。
 - ② 以下の事由に該当しないことを条件とする。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りでは無い。
 - (1) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 新株予約権者が、会社の書面による事前の承認を得ずに、当社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合
 - (3) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - (4) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 新株予約権者につき破産、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (7) 新株予約権者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
 - ③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する総数引受契約に定めるところによる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記5及び下記7の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社で定める。
 - ⑧ 譲渡による本新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。
7. 本新株予約権の取得事由
新株予約権者が、上記5に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

第3回新株予約権

決議年月日	2015年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 11(注)1
新株予約権の数(個) ※	46 [46](注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 920 [920](注)2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,500(注)2、4
新株予約権の行使期間 ※	2017年10月16日～2027年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,500 資本組入額 750(注)2
新株予約権の行使の条件 ※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※ 最近事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員2名の合計3名となっております。
2. 2015年10月7日開催の当社取締役会の決議に基づき、2015年10月31日付けをもって普通株式1株を20株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されておりますが、上記は調整後の内容を記載しております。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

4. 普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

5. 新株予約権の主な行使条件

- ① 当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 以下の事由に該当しないことを条件とする。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りでは無い。
 - (1) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 新株予約権者が、会社の書面による事前の承認を得ずに、当社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合
 - (3) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - (4) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 新株予約権者につき破産、民事再生手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (7) 新株予約権者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- ④ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記③に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記⑤及び下記の⑦の定めに従って、組織再編行為の際に当社で定める。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

7. 本新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記⑤に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

第4回新株予約権

決議年月日	2015年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5 (注) 1
新株予約権の数(個) ※	16 [16] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 320 [320] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,500 (注) 3
新株予約権の行使期間 ※	2018年5月14日～2028年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 最近事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3名となっております。
2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、20株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

3. 普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

4. 新株予約権の主な行使条件

- ① 当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 以下の事由に該当しないことを条件とする。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りでは無い。
 - (1) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 新株予約権者が、会社の書面による事前の承認を得ずに、当社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合
 - (3) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - (4) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 新株予約権者につき破産、民事再生手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (7) 新株予約権者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- ④ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記4及び下記の6の定めに従って、組織再編行為の際に当社で定める。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

6. 本新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記4に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

第5回新株予約権

決議年月日	2019年5月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 3 当社従業員 45 外部協力者 2(注)1
新株予約権の数(個) ※	42,800 [41,800](注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 42,800 [41,800](注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,550(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2021年6月4日～2031年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,550 資本組入額 775
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 最近事業年度の末日(2019年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社監査役3名、当社従業員42名、外部協力者2名の合計50名となっております。
2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。なお、普通株式について株式の分割又は株式併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

3. 普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

4. 新株予約権の主な行使条件

- ① 当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 以下の事由に該当しないことを条件とする。ただし、取締役会が行使を認めた場合はこの限りでは無い。
 - (1) 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 新株予約権者が、会社の書面による事前の承認を得ずに、当社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合
 - (3) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - (4) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 新株予約権者につき破産、民事再生手続開始、その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - (7) 新株予約権者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- ④ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び行使の条件
新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記4及び下記の6の定めに従って、組織再編行為の際に当社で定める。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

6. 本新株予約権の取得事由

新株予約権者が、上記4に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2015年10月31日 (注)	760,000	800,000	—	10,000	—	—

(注) 普通株式1株を20株とする株式分割による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

2020年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	8	8	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	8,000	8,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 800,000	8,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式数であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	800,000	—	—
総株主の議決権	—	8,000	—

② 【自己株式等】

2020年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な設備投資等や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年1回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

従来は中間配当及び期末配当を実施しておりませんでしたが、今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針です。なお、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後の成長に資する設備投資並びに経営基盤の強化への投資に充当していく方針であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

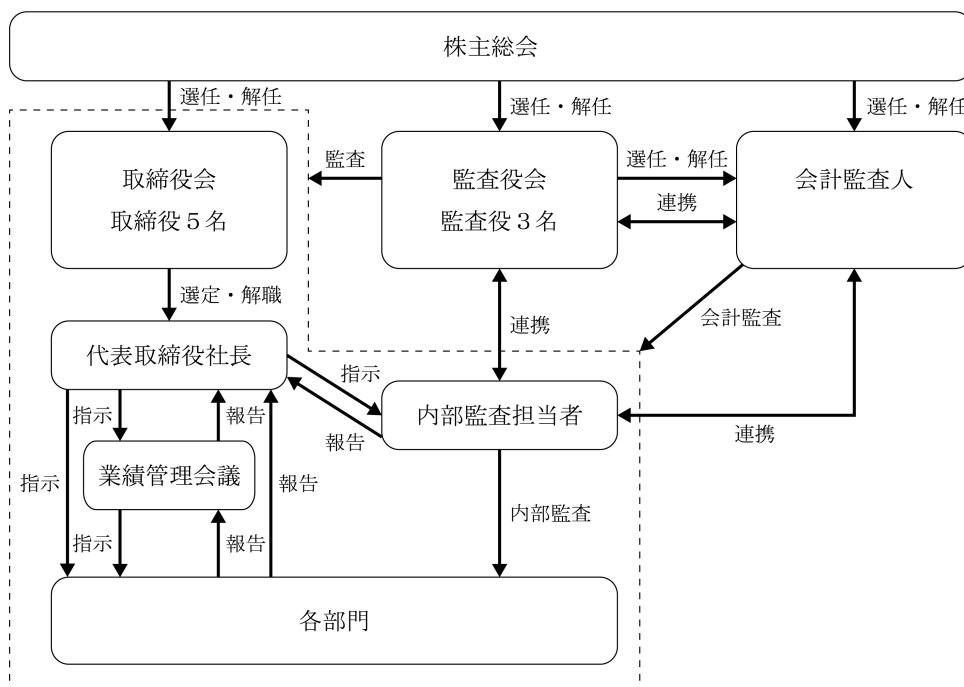
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的を、企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立ち経営の健全性確保と透明性向上であると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制の強化、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識強化とその定着を全社的に推進してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。取締役会は、経営の重要な意思決定と業務執行の監督を行い、客観性・独立性のある経営の監督機能を高める目的で社外取締役を選任しております。

監査役会は、3名のうち2名を社外監査役とし独立の立場から取締役の職務執行の監督・監査機能の充実を図っております。当該体制が業務執行の適正性確保に有効であり、経営の経営合理化とコーポレート・ガバナンス強化に資すると判断し、採用に至っております。



イ. 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することとなっております。取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。取締役会は、代表取締役社長 長谷川純代を議長として、取締役 水谷直人、取締役 秦俊二、取締役 甲正彦、社外取締役 池田良介の5名で構成されております。

ロ. 監査役会

監査役会は、原則として毎月1回定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告に基づき、協議・意見交換をしております。また、監査役は定時取締役会及び臨時取締役会並びに業績管理会議といった重要な会議に出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等について、監査役会において協議され、取締役会に対して報告されております。監査役会は、常勤監査役 遠藤幸子を議長として、社外監査役 前川研吾、社外監査役 中尾田隆の3名で構成されております。

ハ. 業績管理会議

業績管理会議は、原則として月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。業績管理会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、月次業績や各部門の課題や今後の活動方針について情報を共有し、活発な議論や意見交換をしております。業績管理会議は、代表取締役社長 長谷川純代を議長として、常勤取締役、常勤監査役並びに各部門長で構成されております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性や効率性を確保するために、取締役会において「内部統制システム整備基本方針」を決議しております。取締役会においては、法令及び定款、中期経営計画の経営方針、諸規程の定めるところにより、経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督しております。

また、当社は、「内部統制システム整備基本方針」に基づき各種規程及び内部統制システムを整備し、運営の徹底を図っております。監査役監査に加え、内部監査担当者は、内部監査を通じて、各種規程の遵守状況及び内部牽制機能が有効に機能していることを確認しております。こうした取組みを通じ、企業として業務の効率化及び適正化に努めております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、全社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用に努めております。経営を取り巻く各種リスクについては、代表取締役社長を中心として、各部門責任者がモニタリングし、業績管理会議においてリスク情報の共有や対応策の検討を行うなど全体的なリスクを把握・管理を行っており、特に重要なリスク事項については取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。

また、社外監査役又は顧問弁護士を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。さらに、法令遵守体制の構築及び実践を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令遵守を義務付けております。

④ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の賠償責任について、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑥ 取締役の定数

当社は、取締役を11名以内とする旨を定款で定めております。

⑦ 取締役会で決議できる株主総会決定事項

イ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ロ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ハ. 取締役及び監査役の責任免除

当社では、会社法第426条第1項に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、選任については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これらは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員 の 状 況】

① 役員一覽

男性6名、女性2名（役員のうち女性の比率25%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	長谷川 純代	1967年5月18日生	1990年4月 株式会社セビアン 入社 1991年12月 株式会社ソサエティ オブ スタイル所属 1993年12月 クリエイティブ事務所グラフィコ代表 1996年11月 有限会社スタジオグラフィコ（現 当社）設立代表取締役社長 2002年11月 株式会社トランスフォース取締役 2017年12月 当社代表取締役社長CEO就任（現任）	(注) 3	550,900
取締役COO 兼営業本部長	秦 俊二	1959年3月31日生	1983年4月 ロッテ商事株式会社（現 株式会社ロッテ）入社 1989年4月 台糖ファイザー株式会社（現 ファイザー株式会社）入社 1995年9月 ホワイトホールジャパンコーポレーション（現 小林製薬株式会社）入社 1997年9月 株式会社メディカルジャパン常務取締役 2003年6月 日本みらい産業株式会社（現 株式会社日本みらいファーマ）代表取締役 2004年7月 株式会社ソム社外取締役 2010年9月 株式会社トライックス代表取締役 2012年3月 サンファーマ株式会社代表取締役 2016年3月 みらいファーマ株式会社代表取締役 2017年7月 当社取締役営業本部長 2017年12月 当社取締役COO兼営業本部長（現任）	(注) 3	600
取締役CMO 兼企画本部長	水谷 直人	1973年5月17日生	1997年4月 エレコム株式会社入社 1998年7月 有限会社スタジオグラフィコ（現 当社）入社 2014年7月 当社取締役販売本部長 2017年7月 当社取締役企画本部長 2019年9月 当社取締役CMO兼企画本部長（現任）	(注) 3	600
取締役CFO 兼管理本部長	甲 正彦	1957年11月8日生	1983年1月 コンピューターサービス株式会社（現 株式会社SCSK）入社 1990年8月 株式会社ベルシステム24経理グループマネージャー 1996年8月 同社取締役経理本部長 2007年5月 同社取締役常務執行役員・CFO経営企画本部長 2009年9月 株式会社ニトリ（現 株式会社ニトリホールディングス）入社 2012年2月 同社執行役員経理部ゼネラルマネージャー 2015年5月 株式会社グラフィコ入社 2015年9月 当社取締役管理本部長 2019年9月 当社取締役CFO兼管理本部長（現任）	(注) 3	3,000
取締役	池田 良介	1968年12月5日生	1992年4月 孝岡会計事務所入所 1995年9月 株式会社エイブル入社 1997年10月 株式会社ビッグエイド入社 2000年2月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）代表取締役就任 2006年4月 株式会社ウィルホールディングス（現 株式会社ウィルグループ）代表取締役社長就任 2009年4月 株式会社セントメディアフィールドエージェント（現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー）代表取締役就任 2011年6月 同社 取締役就任（現任） 2011年9月 株式会社池田企画事務所 代表取締役就任（現任） 2014年2月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director 就任（現任） 2016年6月 株式会社ウィルグループ 代表取締役会長就任（現任） 2016年6月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）取締役就任（現任） 2019年8月 株式会社識学 社外取締役就任（現任） 2020年1月 当社社外取締役（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	遠藤 幸子	1965年8月10日生	1986年4月 バンク・オブ・アメリカ NT&SA (現 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ) 入社 1997年10月 株式会社シーエーシー入社 2004年2月 株式会社トランスフォース入社 2005年7月 株式会社スタジオグラフィコ (現 当社) 入社 2013年10月 当社取締役管理本部長 2015年7月 当社取締役管理本部副本部長 2016年9月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 5	1,300
監査役	前川 研吾	1981年1月15日生	2003年10月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入社 2007年5月 公認会計士登録 2007年9月 税理士登録 2008年4月 汐留パートナーズ株式会社設立代表取締役社長 (現任) 2009年11月 株式会社アカネエージェンシー (現 株式会社アカネソリューションズ) 監査役 (現任) 2012年8月 汐留パートナーズ税理士法人設立代表社員 (現任) 2014年6月 汐留行政書士法人 (現 汐留パートナーズ行政書士法人) 設立代表社員 (現任) 2017年5月 SORABITO株式会社監査役就任 (現任) 2017年6月 株式会社辻野監査役 (現任) 2018年7月 株式会社ミスターフュージョン監査役 (現任) 2018年9月 当社監査役 (現任) 2018年9月 株式会社unerry監査役 (現任) 2018年12月 株式会社ビジコム監査役 (現任)	(注) 6	—
監査役	中尾田 隆	1974年5月27日生	2001年4月 有限会社奄美産業 (現 奄美産業株式会社) 入社 2010年9月 司法試験合格 2011年12月 弁護士登録 2011年12月 淵上法律事務所入所 (現 東京桜田法律事務所) 2014年5月 当社監査役 2017年9月 当社監査役退任 2018年9月 当社監査役 (現任) 2019年6月 東京桜田法律事務所退所 2019年6月 池袋南法律事務所設立 (現任)	(注) 6	—
計					556,400

- (注) 1. 取締役池田良介は、社外取締役であります。
2. 監査役前川研吾氏及び中尾田隆氏は、社外監査役であります。
3. 任期は、2019年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から、2020年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 任期は、2020年1月16日開催の臨時株主総会の終結の時から、2020年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 任期は、2016年9月29日開催の定時株主総会の終結の時から、2020年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 任期は、2018年10月15日開催の臨時株主総会の終結の時から、2022年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員の状況

池田良介氏は、長年に亘り上場企業の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営全般の適切な助言をしていただける人物であり、当社のガバナンス強化に資するものと考え、選任しております。当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

前川研吾氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任しております。同氏は、当社の新株予約権を所有しております。当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

中尾田隆氏は、弁護士として企業法務に精通しており、取締役の職務の執行全般にわたり適法性、適正性を確保するとともに、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任しております。同氏は、当社新株予約権を所有しております。当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任していることから、経営の独立性を確保していると認識しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会等で議案等に対し適宜質問や監督・監査上の指摘等を行っております。また、社外監査役は、定期的に経営者との面談を行うほか、内部監査担当者及び会計監査人との密接な情報交換を通じて連携を図っております。内部統制に関しては、管理部、内部監査担当及び会計監査人との間で認識を共有するとともに、内部統制組織の継続的な改善を進めております。

(3) 【監査の状況】

① 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、会社規模が比較的小さく、内部監査の担当人員に限りがあることから、内部監査の専任部署は設置していませんが、代表取締役が指名した内部監査担当者2名により、監査、報告の独立性を確保した上で、内部監査を実施しております。内部監査担当者は、代表取締役社長の考え、経営方針、内部統制の構築状況、業務指示が適切に社内へ伝達され、浸透しているか等を確認し、業務全体の効率性と有効性を監査しております。なお、発見された事項については、代表取締役社長へ報告するとともに、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するよう努めております。

監査役監査につきましては、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役）で構成されており、監査役監査及び監査役会規程に従って実施しております。監査役は、取締役会に出席するほか、取締役及び各部門長から業務執行について直接、意見聴取等を行うなど、十分な監査を実施しております。

なお、社外監査役の前川研吾は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、中尾田隆は弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と高い見識を有しております。

監査役監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査担当者は常勤監査役に内部監査の実施の都度報告し、意見交換をするとともに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他、適宜意見交換を行っております。また、内部監査担当者と会計監査人との間で意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

② 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員	業務執行社員	石井 誠
指定有限責任社員	業務執行社員	新井 慎吾

c 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他15名であります。

d 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しましては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる一定の規模を持つこと、監査計画の監査日数や人員配置並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

e 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等において、会計監査人に解任又は不再任に該当する事由は認められないと評価しています。

③ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
10,500	—	17,460	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a.を除く)
該当事項はありません。

c その他重要な報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務
(最近事業年度の前事業年度)
該当事項はありません。

(最近事業年度)
該当事項はありません。

e 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

f 監査役会が監査報酬に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出の根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各取締役の報酬額は固定報酬により構成されており、取締役会の決議により一任された代表取締役長谷川純代が、社外取締役の助言・提言を踏まえ、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の職責や執行の状況及び会社の業績や経済状況等を考慮し決定しております。

また、各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。

取締役の報酬等の額は2015年10月15日開催の臨時株主総会において年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いたしております。

監査役の報酬等の額は2014年9月30日開催の定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議いたしております。

なお、取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容は、代表取締役長谷川純代が各取締役の職責や執行の状況及び会社の業績や経済状況等を考慮して決定する方針を確認し決議しております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	24,204	24,204	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	6,852	6,852	—	—	1
社外取締役	2,400	2,400	—	—	1
社外監査役	2,250	2,250	—	—	2

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

総額(千円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
26,958	3	給与（上記報酬等の総額には、含めておりません。）

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)及び当事業年度(2018年7月1日から2019年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(2019年7月1日から2020年3月31日まで)に係る四半期財務諸表についてEY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計情報誌の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	255,530	227,175
受取手形	18,495	18,487
電子記録債権	1,326	68,092
売掛金	502,889	460,655
商品及び製品	470,151	490,593
原材料及び貯蔵品	145,322	149,920
前渡金	16,722	17,836
前払費用	12,877	14,842
その他	17,235	3,486
貸倒引当金	△1,022	△1,069
流動資産合計	1,439,529	1,450,021
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,364	25,364
減価償却累計額	△12,303	△14,040
建物（純額）	13,061	11,323
工具、器具及び備品	17,565	17,870
減価償却累計額	△15,664	△16,003
工具、器具及び備品（純額）	1,900	1,866
有形固定資産合計	14,961	13,190
無形固定資産		
ソフトウェア	5,681	9,582
ソフトウェア仮勘定	14,601	9,741
無形固定資産合計	20,283	19,324
投資その他の資産		
破産更生債権等	—	19,055
繰延税金資産	45,315	67,249
その他	32,008	31,858
貸倒引当金	—	△19,055
投資その他の資産合計	77,324	99,107
固定資産合計	112,569	131,623
資産合計	1,552,099	1,581,644

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	128,816	74,194
短期借入金	250,000	—
未払金	106,194	204,400
未払法人税等	34,118	54,537
前受金	64	—
預り金	9,955	22,610
返品調整引当金	17,833	41,054
その他	112	35,621
流動負債合計	547,095	432,419
固定負債		
資産除去債務	4,924	4,977
その他	3,000	3,000
固定負債合計	7,924	7,977
負債合計	555,020	440,396
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	987,079	1,131,248
利益剰余金合計	987,079	1,131,248
株主資本合計	997,079	1,141,248
純資産合計	997,079	1,141,248
負債純資産合計	1,552,099	1,581,644

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2020年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	471,016
受取手形及び売掛金	369,079
商品及び製品	489,582
原材料及び貯蔵品	156,873
その他	96,586
貸倒引当金	△703
流動資産合計	1,582,434
固定資産	
有形固定資産	13,300
無形固定資産	18,922
投資その他の資産	83,335
固定資産合計	115,557
資産合計	1,697,992
負債の部	
流動負債	
買掛金	139,255
未払法人税等	32,019
賞与引当金	9,900
返品調整引当金	29,955
その他	166,326
流動負債合計	377,457
固定負債	
資産除去債務	5,017
固定負債合計	5,017
負債合計	382,474
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	1,305,517
株主資本合計	1,315,517
純資産合計	1,315,517
負債純資産合計	1,697,992

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 7月 1日 至 2018年 6月 30日)	当事業年度 (自 2018年 7月 1日 至 2019年 6月 30日)
売上高	2,807,162	3,377,742
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	220,093	470,151
合併による商品受入高	11,520	—
当期商品及び製品仕入高	1,031,362	1,262,061
当期製品製造原価	711,201	520,255
合計	1,974,177	2,252,468
他勘定振替高	※1 28,558	※1 22,694
商品及び製品期末たな卸高	470,151	490,593
商品及び製品売上原価	※2 1,475,467	※2 1,739,180
売上総利益	1,331,695	1,638,561
返品調整引当金戻入額	28,581	17,833
返品調整引当金繰入額	17,833	41,054
差引売上総利益	1,342,443	1,615,340
販売費及び一般管理費	※3・4 1,184,687	※3・4 1,402,254
営業利益	157,756	213,086
営業外収益		
受取利息	6	4
為替差益	1,336	6,600
助成金収入	600	1,255
協賛金収入	1,400	—
その他	538	1,142
営業外収益合計	3,881	9,002
営業外費用		
支払利息	107	191
売上割引	10,773	15,685
その他	—	461
営業外費用合計	10,880	16,338
経常利益	150,757	205,750
特別損失		
減損損失	※5 81,419	—
特別損失合計	81,419	—
税引前当期純利益	69,338	205,750
法人税、住民税及び事業税	58,251	83,514
法人税等調整額	△12,000	△21,933
法人税等合計	46,251	61,581
当期純利益	23,086	144,168

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)		当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	607,819	90.7	465,953	87.9
II 経費		62,659	9.3	64,306	12.1
当期総製造費用		670,478	100.0	530,260	100.0
たな卸資産評価損		40,723		△10,004	
当期製品製造原価		711,201		520,255	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	60,011	62,280
運送費	1,603	1,667

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 2019年7月1日
至 2020年3月31日)

売上高	2,506,335
売上原価	1,250,220
売上総利益	1,256,115
返品調整引当金戻入額	41,054
返品調整引当金繰入額	29,955
差引売上総利益	1,267,214
販売費及び一般管理費	995,831
営業利益	271,382
営業外収益	
受取利息	8
貸倒引当金戻入額	3,691
その他	5,313
営業外収益合計	9,012
営業外費用	
売上割引	16,157
その他	163
営業外費用合計	16,320
経常利益	264,074
税引前四半期純利益	264,074
法人税、住民税及び事業税	73,742
法人税等調整額	16,062
法人税等合計	89,805
四半期純利益	174,269

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	10,000	963,992	963,992	973,992	973,992
当期変動額					
当期純利益	—	23,086	23,086	23,086	23,086
当期変動額合計	—	23,086	23,086	23,086	23,086
当期末残高	10,000	987,079	987,079	997,079	997,079

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	10,000	987,079	987,079	997,079	997,079
当期変動額					
当期純利益	—	144,168	144,168	144,168	144,168
当期変動額合計	—	144,168	144,168	144,168	144,168
当期末残高	10,000	1,131,248	1,131,248	1,141,248	1,141,248

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 7月 1日 至 2018年 6月30日)	当事業年度 (自 2018年 7月 1日 至 2019年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	69,338	205,750
減価償却費	5,145	5,232
減損損失	81,419	—
のれん償却額	20,354	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	554	19,103
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	△10,748	23,220
受取利息及び受取配当金	△6	△4
支払利息	107	191
売上割引	10,773	15,685
為替差損益 (△は益)	5	28
売上債権の増減額 (△は増加)	△280,076	△24,525
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△331,705	△25,040
仕入債務の増減額 (△は減少)	△5,848	△54,621
未払金の増減額 (△は減少)	21,141	97,153
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△26,047	10,670
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△9,970	48,536
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	—	△19,055
その他	52	202
小計	△455,511	302,528
利息及び配当金の受取額	6	4
利息の支払額	△107	△191
売上割引の支払額	△10,773	△15,685
法人税等の支払額	△39,366	△63,094
営業活動によるキャッシュ・フロー	△505,752	223,561
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△360	△300
無形固定資産の取得による支出	△14,601	△1,588
その他	△48	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,009	△1,888
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	250,000	△250,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	250,000	△250,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5	△28
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△270,766	△28,355
現金及び現金同等物の期首残高	526,166	255,530
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	131	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 255,530	※1 227,175

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 2年～8年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品実績率等に基づき将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 ・ ・ ・ 為替予約

ヘッジ対象 ・ ・ ・ 外貨建予定取引

(3)ヘッジ方針

内部規定に基づき、為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的で行っております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計又は相場変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎としてヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の判定を省略しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 2年～8年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品実績率等に基づき将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 ・ ・ ・ 為替予約

ヘッジ対象 ・ ・ ・ 外貨建予定取引

(3)ヘッジ方針

内部規定に基づき、為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的で行っております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計又は相場変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎としてヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の判定を省略しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2019年6月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」44,319千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」45,315千円に含めて表示しております。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」44,319千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」45,315千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年6月30日)	当事業年度 (2019年6月30日)
当座貸越極度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	250,000	—
差引額	250,000	500,000

(損益計算書関係)

※1 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
広告宣伝費及び販売促進費	28,558千円	22,694千円

※2 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(洗替法による戻入額相殺後の額)が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
	40,723千円	△10,004千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
給与手当	169,054千円	176,267千円
荷造運賃	332,346千円	398,264千円
広告宣伝費及び販売促進費	275,076千円	342,862千円
減価償却費	4,325千円	4,873千円
のれん償却額	20,354千円	一千円
貸倒引当金繰入額	554千円	19,103千円
おおよその割合		
販売費	53%	55%
一般管理費	47%	45%

※4 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
	28,498千円	37,717千円

※5 減損損失

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減損損失(千円)
東京都品川区	—	のれん	81,419

当社は減損損失を把握するにあたり原則として継続してキャッシュ・フローの把握が可能な最小の単位で資産をグルーピングしております。当該のれんについては、みらいファーマ株式会社を吸収合併した際に超過収益力を前提にのれんを計上しておりましたが、取得時に検討した事業計画の進捗に遅れが生じており計画達成に時間を要すると判断したため、未償却残高の全額を減損損失(81,419千円)として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定し、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	800,000	—	—	800,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	800,000	—	—	800,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
現金及び預金勘定	255,530千円	227,175千円
現金及び現金同等物	255,530千円	227,175千円

2 合併した会社より承継した資産及び負債の主な内訳

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

合併したみらいファーマ株式会社より承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	25,076千円
固定資産	40〃
資産合計	25,116千円
流動負債	26,991千円
固定負債	—〃
負債合計	26,991千円

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。輸入取引により生じる外貨建て営業債務は、為替変動リスクに晒されております。借入金については、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。短期借入金については、変動金利のため、金利の変動リスクに晒されておりますが、短期決済であり、金利変動リスクは限定的であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

外貨建て営業債務の一部について、為替変動リスクに関して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が内部規定に基づき、管理・報告を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	255,530	255,530	—
(2) 受取手形	18,495		
電子記録債権	1,326		
売掛金	502,889		
その他(未収入金)	2,168		
貸倒引当金(※)	△1,022		
	523,857	523,857	—
資産計	779,388	779,388	—
(1) 買掛金	128,816	128,816	—
(2) 未払金	106,194	106,194	—
(3) 短期借入金	250,000	250,000	—
負債計	485,010	485,010	—

(※) 受取手形、電子記録債権、売掛金及びその他(未収入金)に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金、その他(未収入金)

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	255,530	—	—	—
受取手形	18,495	—	—	—
電子記録債権	1,326	—	—	—
売掛金	502,889	—	—	—
その他(未収入金)	2,168	—	—	—
合計	780,410	—	—	—

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。輸入取引により生じる外貨建て営業債務は、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

外貨建て営業債務の一部について、為替変動リスクに関して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が内部規定に基づき、管理・報告を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	227,175	227,175	—
(2) 受取手形	18,487		
電子記録債権	68,092		
売掛金	460,655		
その他(未収入金)	3,041		
貸倒引当金(※1)	△1,069		
	549,208	549,208	—
(3) 破産更生債権等	19,055		
貸倒引当金(※2)	△19,055		
	—	—	—
資産計	776,383	776,383	—
(1) 買掛金	74,194	74,194	—
(2) 未払金	204,400	204,400	—
負債計	278,595	278,595	—

(※1) 受取手形、電子記録債権、売掛金及びその他(未収入金)に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金、その他(未収入金)

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	227,175	—	—	—
受取手形	18,487	—	—	—
電子記録債権	68,092	—	—	—
売掛金	460,655	—	—	—
その他(未収入金)	3,041	—	—	—
合計	777,453	—	—	—

(注) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2018年6月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度(2019年6月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 22名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 1名 当社従業員 11名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 48,000株	普通株式 6,400株	普通株式 2,000株
付与日	2014年7月1日	2014年12月26日	2015年10月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左
権利行使期間	自 2016年7月1日 至 2024年6月16日	自 2016年12月27日 至 2024年12月25日	自 2017年10月16日 至 2027年10月15日

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 400株
付与日	2016年5月13日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年5月14日 至 2028年5月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2014年7月11日付及び2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2018年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	980
付与	—	—	—
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	980
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	43,500	5,980	—
権利確定	—	—	980
権利行使	—	—	—
失効・消却	—	—	—
未行使残	43,500	5,980	980

	第4回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	360
付与	—
失効・消却	—
権利確定	360
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	360
権利行使	—
失効・消却	—
未行使残	360

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2014年7月11日付及び2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	658	1,500	1,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	1,500
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 1. 2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2014年7月11日付及び2015年10月31日付の株式分割による調整後の権利行使価格を、第2回新株予約権については、2015年10月31日付の株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

2. 第3回及び第4回新株予約権の権利行使価格については、2016年9月29日開催の定時株主総会決議に基づき当社株式公開時の発行価格から1,500円に変更しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、時価純資産法及びPER法の折衷法により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 25,593千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
— 千円

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 22名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 1名 当社従業員 11名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 48,000株	普通株式 6,400株	普通株式 2,000株
付与日	2014年7月1日	2014年12月26日	2015年10月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左
権利行使期間	自 2016年7月1日 至 2024年6月16日	自 2016年12月27日 至 2024年12月25日	自 2017年10月16日 至 2027年10月15日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 45名 社外協力者 2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 400株	普通株式 42,800株
付与日	2016年5月13日	2019年6月3日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	自 2018年5月14日 至 2028年5月13日	自 2021年6月4日 至 2031年6月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2014年7月11日付及び2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	43,500	5,980	980
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効・消却	9,660	800	60
未行使残	33,840	5,180	920

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	42,800
失効・消却	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	42,800
権利確定後(株)		
前事業年度末	360	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効・消却	40	—
未行使残	320	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2014年7月11日付及び2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	658	1,500	1,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	1,500	1,550
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 1. 2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2014年7月11日付及び2015年10月31日付の株式分割による調整後の権利行使価格を、第2回新株予約権については、2015年10月31日付の株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

2. 2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第3回及び第4回新株予約権の権利行使価格については、2016年9月29日開催の定時株主総会決議に基づき1,500円に変更しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、時価純資産法及びPER法の折衷法により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 26,008千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
— 千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,710千円
返品調整引当金	2,910千円
資産除去債務	1,703千円
たな卸資産評価損	29,144千円
販売促進費否認	2,278千円
リサイクル費用	5,530千円
その他	744千円
繰延税金資産計	46,022千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	706千円
繰延税金負債計	706千円
繰延税金資産の純額	45,315千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
中小企業等の軽減税率適用の影響	△3.7%
所得拡大促進税制	△13.0%
繰越欠損金	△0.7%
原材料認容	△0.5%
のれんの償却額	10.2%
のれんの減損損失	40.9%
その他	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	66.7%

当事業年度（2019年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,322千円
返品調整引当金	11,914千円
貸倒引当金	6,591千円
一括償却資産	1,822千円
資産除去債務	1,721千円
たな卸資産評価損	29,269千円
販売促進費否認	2,236千円
リサイクル費用	8,576千円
その他	517千円
繰延税金資産計	67,972千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	723千円
繰延税金負債計	723千円
繰延税金資産の純額	67,249千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
中小企業等の軽減税率適用の影響	△1.1%
所得拡大促進税制	△3.6%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

共通支配下の取引

(1) 取引の概要

① 結合当事企業及び当該事業の内容

結合企業 当社

被結合企業 みらいファーマ株式会社

事業の内容 医薬品の製造並びに輸出入及び国内販売業

② 企業結合日

2017年7月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、みらいファーマ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

④ 企業結合の目的

当社は、一般用医薬品分野への本格的な進出、両社の販売ルートを活かした市場領域の拡大、品質の向上により、消費層の拡大と一層の信頼関係を構築していく事を目的として、吸収合併いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

当社は、健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社は、健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ヘルスケア	ビューティケア	ハウスホールド	医薬品	その他	合計
外部顧客への売上高	978,382	784,591	878,203	117,393	48,590	2,807,162

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
株式会社あらた	365,130
中央物産株式会社	308,613
株式会社ウエルネスジャパン	281,087

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ヘルスケア	ビューティケア	ハウスホールド	医薬品	その他	合計
外部顧客への売上高	905,893	721,920	1,611,481	112,777	25,669	3,377,742

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社あらた	572,541
中央物産株式会社	429,349
ピップ株式会社	337,472

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

当社は、健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

当社は、健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年7月1日 至 2018年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	長谷川純代	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 70.0	債務被保証	地代家賃 支払に対する 債務被保証 (注)2	5,681	—	—

- (注) 1. 取引金額に消費税等は含めておりません。
 2. 当社の銀座オフィスの賃貸借契約に係る債務保証を受けております。取引金額には、当事業年度の地代家賃の支払額を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	長谷川純代	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 68.8	債務被保証	地代家賃 支払に対する 債務被保証 (注)2	5,692	—	—

- (注) 1. 取引金額に消費税等は含めておりません。
 2. 当社の銀座オフィス及び従業員社宅の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。取引金額には、当事業年度の地代家賃の支払額を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額	1,246.35円	1,426.56円
1株当たり当期純利益金額	28.86円	180.21円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	23,086	144,168
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	23,086	144,168
期中平均株式数(株)	800,000	800,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(目的となる株式 普通株式50,820株)これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類(目的となる株式 普通株式83,060株)これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、景気の先行きは不透明な状況が続いておりますが、翌事業年度の第3四半期以降は徐々に回復するものと仮定しております。現時点においては当社の事業活動に対する影響は軽微であり、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と仮定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期や影響範囲等は大きく変動する可能性があり、将来における当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)
減価償却費	4,839千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり四半期純利益	217円84銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	174,269
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	174,269
普通株式の期中平均株式数(株)	800,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

⑤ 【附属明細表】（2019年6月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	25,364	—	—	25,364	14,040	1,737	11,323
工具、器具及び備品	17,565	1,095	790	17,870	16,003	1,128	1,866
有形固定資産計	42,929	1,095	790	43,234	30,043	2,865	13,190
無形固定資産							
ソフトウェア	7,442	6,268	—	13,710	4,127	2,366	9,582
ソフトウェア仮勘定	14,601	561	5,421	9,741	—	—	9,741
無形固定資産計	22,043	6,829	5,421	23,451	4,127	2,366	19,324

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 基幹業務システム開発費用 6,268千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利息 (%)	返済期限
短期借入金	250,000	—	—	—
合計	250,000	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 ※1	1,022	20,125	—	1,022	20,125
返品調整引当金 ※2	17,833	41,054	—	17,833	41,054

(注) ※1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

※2 返品調整引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (2019年6月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	261
預金	
普通預金	226,913
合計	227,175

② 受取手形

相手先別内訳

区分	金額(千円)
株式会社廣貫堂	18,487
合計	18,487

期日別内訳

区分	金額(千円)
2019年7月	11,085
8月	3,706
9月	3,696
合計	18,487

③ 電子記録債権

相手先別内訳

区分	金額(千円)
株式会社大木	66,260
株式会社PALTAC	1,591
アスクル株式会社	241
合計	68,092

期日別内訳

区分	金額(千円)
2019年7月	46,020
8月	21,966
9月	105
合計	68,092

④ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社あらた	109,036
中央物産株式会社	93,723
ビップ株式会社	60,792
京未来株式会社	28,180
株式会社大木	19,500
その他	149,422
合計	460,655

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期末首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
502,889	3,640,263	3,682,496	460,655	88.9	48.3

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

⑤ 商品及び製品

区分	金額(千円)
ヘルスケア	81,722
ビューティケア	66,930
ハウスホールド	296,482
医薬品	45,377
その他	81
合計	490,593

⑥ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原料	118,764
容器・部材等	4,983
サンプル・テスター等	2,458
販促物	23,651
その他	63
合計	149,920

⑦ 買掛金

相手先	金額(千円)
中央薬品株式会社	19,124
Church & Dwight Co., Inc.	13,198
株式会社クロバーコーポレーション	8,646
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス	8,285
株式会社夢実耕望	6,912
その他	18,027
合計	74,194

⑧ 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社イー・ロジット	34,476
株式会社BGナビ	28,234
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	24,795
給与・賞与等	13,059
株式会社共栄メディア	10,949
株式会社impactTV	10,019
その他	82,865
合計	204,400

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2020年8月14日開催の取締役会において承認された第24期事業年度（2019年7月1日から2020年6月30日まで）の財務諸表及び比較情報としての第23期事業年度（2018年7月1日から2019年6月30日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

① 【財務諸表】

イ 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	227,175	398,694
受取手形	18,487	7,528
電子記録債権	68,092	52,150
売掛金	460,655	387,113
商品及び製品	490,593	456,889
原材料及び貯蔵品	149,920	201,347
前渡金	17,836	24,329
前払費用	14,842	29,654
その他	3,486	5,317
貸倒引当金	△1,069	△850
流動資産合計	1,450,021	1,562,175
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,364	25,364
減価償却累計額	△14,040	△15,546
建物(純額)	11,323	9,817
工具、器具及び備品	17,870	21,804
減価償却累計額	△16,003	△18,127
工具、器具及び備品(純額)	1,866	3,676
有形固定資産合計	13,190	13,494
無形固定資産		
ソフトウェア	9,582	8,430
ソフトウェア仮勘定	9,741	9,741
無形固定資産合計	19,324	18,172
投資その他の資産		
破産更生債権等	19,055	—
繰延税金資産	67,249	55,749
その他	31,858	32,294
貸倒引当金	△19,055	—
投資その他の資産合計	99,107	88,044
固定資産合計	131,623	119,711
資産合計	1,581,644	1,681,886

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	74,194	124,163
未払金	204,400	188,554
未払法人税等	54,537	20,115
預り金	22,610	12,327
返品調整引当金	41,054	35,244
その他	35,621	6,478
流動負債合計	432,419	386,884
固定負債		
資産除去債務	4,977	5,030
その他	3,000	—
固定負債合計	7,977	5,030
負債合計	440,396	391,914
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,131,248	1,279,971
利益剰余金合計	1,131,248	1,279,971
株主資本合計	1,141,248	1,289,971
純資産合計	1,141,248	1,289,971
負債純資産合計	1,581,644	1,681,886

ロ 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 7月 1日 至 2019年 6月 30日)	当事業年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月 30日)
売上高	3,377,742	3,499,270
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	470,151	490,593
当期商品及び製品仕入高	1,262,061	1,327,121
当期製品製造原価	520,255	424,598
合計	2,252,468	2,242,314
他勘定振替高	※1 22,694	※1 13,643
商品及び製品期末たな卸高	490,593	456,889
商品及び製品売上原価	※2 1,739,180	※2 1,771,781
売上総利益	1,638,561	1,727,489
返品調整引当金戻入額	17,833	41,054
返品調整引当金繰入額	41,054	35,244
差引売上総利益	1,615,340	1,733,298
販売費及び一般管理費	※3・4 1,402,254	※3・4 1,498,359
営業利益	213,086	234,938
営業外収益		
受取利息	4	8
為替差益	6,600	3,184
貸倒引当金戻入額	—	3,691
印税収入	420	1,453
その他	1,977	3,507
営業外収益合計	9,002	11,844
営業外費用		
支払利息	191	—
売上割引	15,685	22,554
その他	461	2,168
営業外費用合計	16,338	24,722
経常利益	205,750	222,061
税引前当期純利益	205,750	222,061
法人税、住民税及び事業税	83,514	61,837
法人税等調整額	△21,933	11,499
法人税等合計	61,581	73,337
当期純利益	144,168	148,723

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	465,953	87.9	330,888	81.5
II 経費		64,306	12.1	75,044	18.5
当期総製造費用		530,260	100.0	405,933	100.0
たな卸資産評価損		△10,004		18,665	
当期製品製造原価		520,255		424,598	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	62,280	73,830
運送費	1,667	897

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

ハ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	10,000	987,079	987,079	997,079	997,079
当期変動額					
当期純利益	—	144,168	144,168	144,168	144,168
当期変動額合計	—	144,168	144,168	144,168	144,168
当期末残高	10,000	1,131,248	1,131,248	1,141,248	1,141,248

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	10,000	1,131,248	1,131,248	1,141,248	1,141,248
当期変動額					
当期純利益	—	148,723	148,723	148,723	148,723
当期変動額合計	—	148,723	148,723	148,723	148,723
当期末残高	10,000	1,279,971	1,279,971	1,289,971	1,289,971

ニ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 7月 1日 至 2019年 6月30日)	当事業年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	205,750	222,061
減価償却費	5,232	6,566
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	19,103	△19,274
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	23,220	△5,809
受取利息及び受取配当金	△4	△8
支払利息	191	—
売上割引	15,685	22,554
為替差損益 (△は益)	28	35
売上債権の増減額 (△は増加)	△24,525	100,443
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△25,040	△17,722
仕入債務の増減額 (△は減少)	△54,621	49,969
未払金の増減額 (△は減少)	97,153	△15,123
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	10,670	△23,136
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	48,536	△39,473
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	—	△436
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	—	△3,000
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△19,055	19,055
その他	202	190
小計	302,528	296,891
利息及び配当金の受取額	4	8
利息の支払額	△191	—
売上割引の支払額	△15,685	△22,554
法人税等の支払額	△63,094	△96,260
営業活動によるキャッシュ・フロー	223,561	178,084
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△300	△4,429
無形固定資産の取得による支出	△1,588	△2,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,888	△6,529
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△250,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△250,000	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	△28	△35
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△28,355	171,519
現金及び現金同等物の期首残高	255,530	227,175
現金及び現金同等物の期末残高	※ 227,175	※ 398,694

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 2年～8年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品実績率等に基づき将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 ・ ・ ・ 為替予約

ヘッジ対象 ・ ・ ・ 外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

内部規定に基づき、為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的で行っております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計又は相場変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎としてヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の判定を省略しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2020年6月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(損益計算書関係)

2019年7月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、翌事業年度より「その他」に含めて表示しております。また、「営業外収益」の「その他」に含めていた「印税収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、翌事業年度より独立掲記することとしております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「助成金収入」に表示していた1,255千円及び「その他」に表示していた1,142千円は、それぞれ「印税収入」420千円、「その他」1,977千円として組み替えております。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。また、「営業外収益」の「その他」に含めていた「印税収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「助成金収入」に表示していた1,255千円及び「その他」に表示していた1,142千円は、それぞれ「印税収入」420千円、「その他」1,977千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、景気の先行きは不透明な状況が続いておりますが、翌事業年度の第3四半期以降は徐々に回復するものと仮定しております。現時点においては当社の事業活動に対する影響は軽微であり、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と仮定しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期や影響範囲等は大きく変動する可能性があり、将来における当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	500,000千円	800,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	500,000	800,000

(損益計算書関係)

※1 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
広告宣伝費及び販売促進費	22,694千円	13,643千円

※2 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(洗替法による戻入額相殺後の額)が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
	△10,004千円	18,665千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
給与手当	176,267千円	184,865千円
荷造運賃	398,264千円	383,428千円
広告宣伝費及び販売促進費	342,862千円	432,104千円
減価償却費	4,873千円	6,250千円
貸倒引当金繰入額	19,103千円	—千円

おおよその割合

販売費	55%	60%
一般管理費	45%	40%

※4 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
	37,717千円	40,802千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	800,000	—	—	800,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	800,000	—	—	800,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金勘定	227,175千円	398,694千円
現金及び現金同等物	227,175千円	398,694千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。輸入取引により生じる外貨建て営業債務は、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

外貨建て営業債務の一部について、為替変動リスクに関して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が内部規定に基づき、管理・報告を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	227,175	227,175	—
(2) 受取手形	18,487		
電子記録債権	68,092		
売掛金	460,655		
その他(未収入金)	3,041		
貸倒引当金(※1)	△1,069		
	549,208	549,208	—
(3) 破産更生債権等	19,055		
貸倒引当金(※2)	△19,055		
	—	—	—
資産計	776,383	776,383	—
(1) 買掛金	74,194	74,194	—
(2) 未払金	204,400	204,400	—
負債計	278,595	278,595	—

(※1) 受取手形、電子記録債権、売掛金及びその他(未収入金)に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	398,694	398,694	—
(2) 受取手形	7,528		
電子記録債権	52,150		
売掛金	387,113		
その他(未収入金)	4,943		
貸倒引当金(※)	△850		
	450,885	450,885	—
資産計	849,579	849,579	—
(1) 買掛金	124,163	124,163	—
(2) 未払金	188,554	188,554	—
負債計	312,717	312,717	—

(※) 受取手形、電子記録債権、売掛金及びその他(未収入金)に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金、その他(未収入金)

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	227,175	—	—	—
受取手形	18,487	—	—	—
電子記録債権	68,092	—	—	—
売掛金	460,655	—	—	—
その他(未収入金)	3,041	—	—	—
合計	777,453	—	—	—

(注)破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	398,694	—	—	—
受取手形	7,528	—	—	—
電子記録債権	52,150	—	—	—
売掛金	387,113	—	—	—
その他(未収入金)	4,943	—	—	—
合計	850,430	—	—	—

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2019年6月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度(2020年6月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 3名 当社従業員 22名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 1名 当社従業員 11名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 48,000株	普通株式 6,400株	普通株式 2,000株
付与日	2014年7月1日	2014年12月26日	2015年10月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左
権利行使期間	自 2016年7月1日 至 2024年6月16日	自 2016年12月27日 至 2024年12月25日	自 2017年10月16日 至 2027年10月15日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 45名 社外協力者 2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 400株	普通株式 42,800株
付与日	2016年5月13日	2019年6月3日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	自 2018年5月14日 至 2028年5月13日	自 2021年6月4日 至 2031年6月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2014年7月11日付及び2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	33,840	5,180	920
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効・消却	360	2,700	—
未行使残	33,480	2,480	920

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	42,800
付与	—	—
失効・消却	—	1,000
権利確定	—	—
未確定残	—	41,800
権利確定後(株)		
前事業年度末	320	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効・消却	—	—
未行使残	320	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2014年7月11日付及び2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2015年10月31日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	658	1,500	1500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	1,500	1,550
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 1. 2014年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を、2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2014年7月11日付及び2015年10月31日付の株式分割による調整後の権利行使価格を、第2回新株予約権については、2015年10月31日付の株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

2. 2015年10月31日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第3回及び第4回新株予約権の権利行使価格については、2016年9月29日開催の定時株主総会決議に基づき1,500円に変更しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、時価純資産法及びPER法の折衷法により算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 32,373千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
— 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,322千円	1,666千円
返品調整引当金	11,914千円	10,119千円
貸倒引当金	6,591千円	—千円
一括償却資産	1,822千円	1,811千円
資産除去債務	1,721千円	1,740千円
たな卸資産評価損	29,269千円	31,464千円
広告宣伝費否認	—千円	2,536千円
販売促進費否認	2,236千円	2,901千円
リサイクル費用	8,576千円	3,795千円
その他	517千円	340千円
繰延税金資産計	67,972千円	56,376千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	723千円	627千円
繰延税金負債計	723千円	627千円
繰延税金資産の純額	67,249千円	55,749千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
中小企業等の軽減税率適用の影響	△1.1%	△0.7%
所得拡大促進税制	△3.6%	△1.0%
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	33.0%

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社は、健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は、健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品の企画及び販売を主たる事業とする単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ヘルスケア	ビューティケア	ハウスホールド	医薬品	その他	合計
外部顧客への売上高	905,893	721,920	1,611,481	112,777	25,669	3,377,742

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
株式会社あらた	572,541
中央物産株式会社	429,349
ビップ株式会社	337,472

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ヘルスケア	ビューティケア	ハウスホールド	医薬品	その他	合計
外部顧客への売上高	550,511	687,108	2,055,811	150,329	55,508	3,499,270

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (千円)
株式会社あらた	851, 447
中央物産株式会社	773, 387

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	長谷川純代	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 68.8	債務被保証	地代家賃支払に対する債務被保証 (注)2	5,692	—	—

(注) 1. 取引金額に消費税等は含めておりません。

2. 当社の銀座オフィス及び従業員社宅の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。取引金額には、当事業年度の地代家賃の支払額を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	長谷川純代	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 68.8	債務被保証	地代家賃支払に対する債務被保証 (注)2	6,151	—	—

(注) 1. 取引金額に消費税等は含めておりません。

2. 当社の銀座オフィス及び従業員社宅の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。取引金額には、当事業年度の地代家賃の支払額を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり純資産額	1,426.56円	1,612.46円
1株当たり当期純利益金額	180.21円	185.90円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	144,168	148,723
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	144,168	148,723
期中平均株式数(株)	800,000	800,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(目的となる株式 普通株式83,060株)これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権5種類(目的となる株式 普通株式79,000株)これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店(注)1 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。 公告掲載URL https://www.graphico.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年6月25日	嶋津貴和	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	村松勲	東京都港区	—	20,000	31,000,000 (1,550) (注) 4	当社へのコミットメント向上のため
2019年5月31日	長谷川純代	東京都品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	グラフィコ従業員持株会理事 江端誠	東京都品川区	当社の従業員持株会	3,600	5,580,000 (1,550) (注) 4	従業員の福利厚生のため
2019年5月31日	長谷川純代	東京都品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	秦俊二	北海道札幌市中央区	特別利害関係者等(当社取締役)	600	930,000 (1,550) (注) 4	当社へのコミットメント向上のため
2019年5月31日	長谷川純代	東京都品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	水谷直人	埼玉県川口市	特別利害関係者等(当社取締役)	600	930,000 (1,550) (注) 4	当社へのコミットメント向上のため
2019年5月31日	長谷川純代	東京都品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	甲正彦	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社取締役)	3,000	4,650,000 (1,550) (注) 4	当社へのコミットメント向上のため
2019年5月31日	長谷川純代	東京都品川区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	遠藤幸子	埼玉県比企郡嵐山町	特別利害関係者等(当社監査役)	1,300	2,015,000 (1,550) (注) 4	当社へのコミットメント向上のため
2020年1月24日	村松勲	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	村松太郎	神奈川県三浦郡葉山町	—	20,000	—	所有者死亡による相続

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所 (以下「同取引所」という。) が定める有価証券上場規程施行規則 (以下「同施行規則」という。) 第253条に基づき、特別利害関係者等 (従業員持株会を除く。) が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日 (2017年7月1日) から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡 (上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。) を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書 (Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族 (以下「役員等」という。) 、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等 (金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る) 及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、時価純資産方式及びPER方式で算定した株価を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2019年6月3日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 42,800株
発行価格	1,550円 (注) 3
資本組入額	775円
発行価額の総額	66,340,000円
資本組入額の総額	33,170,000円
発行方法	2019年5月31日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2019年6月30日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、時価純資産方式及びPER方式により算定された価格を基に、決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	1,550円
行使期間	2021年6月4日から 2031年6月3日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 退職等により付与対象者4名1,000株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

第5回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
水谷直人	埼玉県川口市	会社役員	6,000	9,300,000 (1,550)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役)
甲正彦	東京都新宿区	会社役員	6,000	9,300,000 (1,550)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役)
秦俊二	北海道札幌市中央区	会社役員	6,000	9,300,000 (1,550)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役)
池田政徳	東京都世田谷区	会社員	1,700	2,635,000 (1,550)	当社の従業員
若松里子	東京都世田谷区	会社員	1,500	2,325,000 (1,550)	当社の従業員
熊澤秀哉	東京都杉並区	会社員	1,500	2,325,000 (1,550)	当社の従業員
栗山貴行	大阪府大阪市中央区	会社員	1,500	2,325,000 (1,550)	当社の従業員
上原英紀	東京都葛飾区	会社員	1,500	2,325,000 (1,550)	当社の従業員
江端誠	東京都台東区	会社員	1,500	2,325,000 (1,550)	当社の従業員
阿曾友淳	神奈川県川崎市中原区	会社役員	1,500	2,325,000 (1,550)	外部協力者
遠藤幸子	埼玉県比企郡嵐山町	会社役員	1,300	2,015,000 (1,550)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の監査役)
岩重杏子	東京都練馬区	会社員	1,300	2,015,000 (1,550)	当社の従業員
高鳥忠明	東京都品川区	会社員	1,000	1,550,000 (1,550)	当社の従業員
鈴木圭子	東京都中央区	会社員	700	1,085,000 (1,550)	当社の従業員
野口朝人	神奈川県鎌倉市	会社員	600	930,000 (1,550)	当社の従業員
深津由華子	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	500	775,000 (1,550)	当社の従業員
肥田英子	東京都世田谷区	会社員	500	775,000 (1,550)	当社の従業員
田邊謙司	神奈川県川崎市宮前区	会社員	500	775,000 (1,550)	当社の従業員
山道昌幸	東京都八王子市	会社員	500	775,000 (1,550)	当社の従業員
山口晴子	東京都世田谷区	会社員	500	775,000 (1,550)	当社の従業員
高橋千春	東京都江戸川区	会社員	300	465,000 (1,550)	当社の従業員
芹澤スミコ	神奈川県横浜市港南区	会社員	300	465,000 (1,550)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
芥田俊彦	東京都千代田区	会社役員	300	465,000 (1,550)	外部協力者
高橋恵美子	埼玉県川口市	会社員	260	403,000 (1,550)	当社の従業員
森増ふみ	東京都大田区	会社員	260	403,000 (1,550)	当社の従業員
村上裕希	東京都練馬区	会社員	260	403,000 (1,550)	当社の従業員
立部和明	東京都杉並区	会社員	260	403,000 (1,550)	当社の従業員
齋賀千穂子	東京都品川区	会社員	260	403,000 (1,550)	当社の従業員
中尾田隆	東京都練馬区	会社役員	200	310,000 (1,550)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
前川研吾	東京都江東区	会社役員	200	310,000 (1,550)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
三添重紀子	埼玉県戸田市	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
合原七瀬	東京都品川区	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
戸羽彰宏	神奈川県横浜市港北区	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
石崎奈都美	神奈川県横浜市港北区	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
入江里奈	東京都葛飾区	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
後藤卓磨	埼玉県川越市	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
穆爾媿	東京都杉並区	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
齋藤有希子	神奈川県横浜市緑区	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
依田彩子	神奈川県川崎市川崎区	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
岡尾理一郎	東京都新宿区	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
澤村玲美	千葉県市川市	会社員	200	310,000 (1,550)	当社の従業員
太田由貴子	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	100	155,000 (1,550)	当社の従業員
東出綾香	東京都調布市	会社員	100	155,000 (1,550)	当社の従業員
平田可奈	千葉県船橋市	会社員	100	155,000 (1,550)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
濟暢恵	神奈川県川崎市幸区	会社員	100	155,000 (1,550)	当社の従業員
山脇磨理恵	東京都世田谷区	会社員	100	155,000 (1,550)	当社の従業員
小鯛裕美子	東京都世田谷区	会社員	100	155,000 (1,550)	当社の従業員
住田千穂	東京都江東区	会社員	100	155,000 (1,550)	当社の従業員
佐藤祥太	大阪府大阪市西区	会社員	100	155,000 (1,550)	当社の従業員
久保田真結	東京都大田区	会社員	100	155,000 (1,550)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
長谷川純代(注)1. 2.	東京都品川区	550,900	62.67
嶋津貴和(注)1.	福岡県北九州市八幡西区	220,000	25.03
村松太郎(注)1.	神奈川県三浦郡葉山町	20,000	2.27
水谷直人(注)1. 3.	埼玉県川口市	13,760 (13,160)	1.57 (1.50)
甲正彦(注)1. 3.	東京都新宿区	9,800 (6,800)	1.11 (0.77)
遠藤幸子(注)1. 4.	埼玉県比企郡嵐山町	8,540 (7,240)	0.97 (0.82)
秦俊二(注)1. 3.	北海道札幌市中央区	6,600 (6,000)	0.75 (0.68)
若松里子(注)5.	東京都世田谷区	6,600 (6,600)	0.75 (0.75)
高鳥忠明(注)5.	東京都品川区	4,900 (4,900)	0.56 (0.56)
グラフィコ従業員持株会 理事長 江端誠(注)1.	東京都品川区	3,600	0.41
岩重杏子(注)5.	東京都練馬区	3,480 (3,480)	0.40 (0.40)
高橋千春(注)5.	東京都江戸川区	3,360 (3,360)	0.38 (0.38)
熊澤秀哉(注)5.	東京都杉並区	2,100 (2,100)	0.24 (0.24)
太田由貴子(注)5.	神奈川県横浜市神奈川区	1,800 (1,800)	0.20 (0.20)
東出綾香(注)5.	東京都調布市	1,800 (1,800)	0.20 (0.20)
上原英紀(注)5.	東京都葛飾区	1,740 (1,740)	0.20 (0.20)
池田政徳(注)5.	東京都世田谷区	1,700 (1,700)	0.19 (0.19)
平田可奈(注)5.	千葉県船橋市	1,560 (1,560)	0.18 (0.18)
栗山貴行(注)5.	大阪府大阪市中央区	1,560 (1,560)	0.18 (0.18)
江端誠(注)5.	東京都台東区	1,500 (1,500)	0.17 (0.17)
阿曾友淳(注)6.	神奈川県川崎市中原区	1,500 (1,500)	0.17 (0.17)
濱暢恵(注)5.	神奈川県川崎市幸区	1,320 (1,320)	0.15 (0.15)
深津由華子(注)5.	神奈川県横浜市神奈川区	980 (980)	0.11 (0.11)
山道昌幸(注)5.	東京都八王子市	900 (900)	0.10 (0.10)
田邊謙司(注)5.	神奈川県川崎市宮前区	800 (800)	0.09 (0.09)
肥田英子(注)5.	東京都世田谷区	740 (740)	0.08 (0.08)
鈴木圭子(注)5.	東京都中央区	700 (700)	0.08 (0.08)
野口朝人(注)5.	神奈川県鎌倉市	600 (600)	0.07 (0.07)
山口晴子(注)5.	東京都世田谷区	560 (560)	0.06 (0.06)
高橋恵美子(注)5.	埼玉県川口市	500 (500)	0.06 (0.06)
森増ふみ(注)5.	東京都大田区	420 (420)	0.05 (0.05)
村上裕希(注)5.	東京都練馬区	380 (380)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
立部和明(注) 5.	東京都杉並区	300 (300)	0.03 (0.03)
齊賀千穂子(注) 5.	東京都品川区	300 (300)	0.03 (0.03)
芹澤スミコ(注) 5.	神奈川県横浜市港南区	300 (300)	0.03 (0.03)
芥田俊彦(注) 6.	東京都千代田区	300 (300)	0.03 (0.03)
中尾田隆(注) 4.	東京都練馬区	200 (200)	0.02 (0.02)
前川研吾(注) 4.	東京都江東区	200 (200)	0.02 (0.02)
三添亜紀子(注) 5.	埼玉県戸田市	200 (200)	0.02 (0.02)
合原七瀬(注) 5.	東京都品川区	200 (200)	0.02 (0.02)
戸羽彰宏(注) 5.	神奈川県横浜市港北区	200 (200)	0.02 (0.02)
石崎奈都美(注) 5.	神奈川県横浜市港北区	200 (200)	0.02 (0.02)
入江里奈(注) 5.	東京都葛飾区	200 (200)	0.02 (0.02)
後藤卓磨(注) 5.	埼玉県川越市	200 (200)	0.02 (0.02)
穆爾婕(注) 5.	東京都杉並区	200 (200)	0.02 (0.02)
齋藤有希子(注) 5.	神奈川県横浜市緑区	200 (200)	0.02 (0.02)
依田彩子(注) 5.	神奈川県川崎市川崎区	200 (200)	0.02 (0.02)
岡尾理一郎(注) 5.	東京都新宿区	200 (200)	0.02 (0.02)
澤村玲美(注) 5.	千葉県市川市	200 (200)	0.02 (0.02)
山脇磨理恵(注) 5.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
小鯛裕美子(注) 5.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
住田千穂(注) 5.	東京都江東区	100 (100)	0.01 (0.01)
佐藤祥太(注) 5.	大阪府大阪市西区	100 (100)	0.01 (0.01)
久保田真結(注) 5.	東京都大田区	100 (100)	0.01 (0.01)
計	—	879,000 (79,000)	100.00 (8.99)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等(当社の取締役)

4. 特別利害関係者等(当社の監査役)

5. 当社の従業員

6. 外部協力者

7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しておりません。

8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

株式会社グラフィコ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 誠 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井 慎吾 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラフィコの2017年7月1日から2018年6月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グラフィコの2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

株式会社グラフィコ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 誠	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新井 慎吾	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラフィコの2018年7月1日から2019年6月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グラフィコの2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月14日

株式会社グラフィコ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 誠 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井 慎吾 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラフィコの2019年7月1日から2020年6月30日までの第24期事業年度の第3四半期会計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年7月1日から2020年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

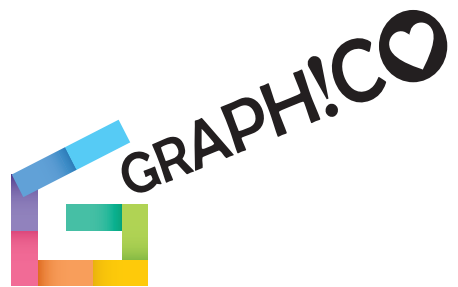
当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グラフィコの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



株式会社
グラフィコ